

(R 5. 3 修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

詳細資料1

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
1	1		4	11	3	1 地理的概要 新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積した沖積平野の上に発展した街であり、面積は726.27km <sup>2</sup> である。…	1 地理的概要 新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積した沖積平野の上に発展した街であり、面積は726.28km <sup>2</sup> である。…	令和4年4月11日付け総務課長通知により、面積の変更を周知しているため
2	1		4	12	3	…市内の低地に 浸水害をもたらすことがある。	…市内の低地に浸水害をもたらすことがある。	半角スペースの削除
3	1		4	12		3 社会条件	<u>3 社会条件</u>	文字数割り当ての解除
4	1		4	12	下8	3 社会条件 (3) 土地利用 本市の面積は726.27km <sup>2</sup> で、このうち用途地域は9.85km <sup>2</sup> で約18%を占め、商工業活動や住居としての生活の場となっている。…	3 社会条件 (3) 土地利用 本市の面積は726.28km <sup>2</sup> で、このうち用途地域は9.85km <sup>2</sup> で約18%を占め、商工業活動や住居としての生活の場となっている。…	令和4年4月11日付け総務課長通知により、面積の変更を周知しているため
5	1		6			第6節 被害想定	別紙の通り (別添1)	新想定公表に伴う修正

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
6	2	1	1	27	9	1 (1) ウ 住宅の耐震診断、家具等の転倒防止対策	1 (1) ウ 住宅の耐震診断・ <u>耐震改修</u> 、家具等の転倒防止対策	想定死者数の約8割が建物倒壊に起因するため
7	2	1	1	27	30	(4) 防災に関する講習会等の開催 防災に関する講習会等を開催して防災対策に関する知識を普及するとともに、性別や年齢に捉われない視点の必要性を周知し、住民が防災対策を自らのこととして考える機会を設ける。	(4) 防災に関する講習会等の開催 防災に関する講習会等を開催して防災対策に関する知識を普及するとともに、性別や年齢に捉われない視点の必要性や「 <u>マイ・タイムライン</u> 」の作成などを周知し、住民が防災対策を自らのこととして考える機会を設ける。	「マイ・タイムライン」のような避難計画を住民自ら作成することは重要であることから追記する。
8	2	1	3	32	下11	6 要配慮者への対応 市は、災害時に自主防災組織が地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難誘導等を行えるよう、講習会や防災訓練等を通して指導する。	6 要配慮者への対応 市は、災害時に自主防災組織が地域の高齢者、障がい者、 <u>乳幼児</u> 等の要配慮者に対して避難誘導等を行えるよう、講習会や防災訓練等を通して指導する。	こども基本法の制定等、こども関連施策が充実する流れのなか、特出しで記載した方がよいと考えられるため
9	2	1	3	32	下8	7 自主防災組織の防災訓練 (1) 防災訓練計画の策定 防災訓練計画は、参加者の…創意工夫をこらした計画とする。	7 自主防災組織の防災訓練 (1) 防災訓練計画の策定 防災訓練計画は、 <u>参加者の…参加意欲を高めるよう、「マイ・タイムライン」の作成に取り組むなど、創意工夫をこらした計画とする。</u>	新潟県地域防災計画にマイ・タイムラインの文言が含まれており、かつ、市として推進しているため
10	2	1	4	34	2	第4節 防災都市計画 本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な <u>市街地</u> の形成のため、都市計画に基づく <u>防災化</u> の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の防災構造化を図る。	第4節 防災都市計画 本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な <u>市街地・農村集落</u> の形成のため、都市計画に基づく <u>防災・減災</u> の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の強靱化を図る。	都市計画マスタープランとの整合を図るため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
11	2	1	4	34	11	1 土地利用の現状と課題 …、郊外部への市街地の拡大及び大規模店舗の進出により人口の減少や空き店舗の発生など都市機能や求心性が薄れつつある。	1 土地利用の現状と課題 …、郊外部への市街地の拡大及び大規模店舗の進出、 <u>価値観・ライフスタイルの多様化</u> などにより人口の減少や空き店舗の発生など都市機能や求心性が薄れつつある。	都市計画マスタープランとの整合を図るため
12	2	1	4	34	下23	2 都市計画に基づく <u>防災化</u> の推進	2 都市計画に基づく <u>防災・減災</u> の推進	タイトル箇所との整合を図るため
13	2	1	4	34	下15	2 都市計画に基づく防災化の推進 …今後の都市づくりにあたっては、土地利用の状況や <u>自然状況</u> を勘案し、…	2 都市計画に基づく防災化の推進 …今後の都市づくりにあたっては、土地利用の状況や <u>自然災害のリスク</u> を勘案し、…	都市計画マスタープランとの整合を図るため
14	2	1	4	35	6	(2) 地域地区 <u>用途地域</u> や面積、…	(2) 地域地区 <u>用途</u> や面積、…	昨年度指摘箇所の修正漏れ
15	2	1	4	35	24	イ 高度利用地区 高度利用地区は、土地利用が細分化されていること等により、都市環境の <u>改善上又は災害防止上</u> 、…	イ 高度利用地区 高度利用地区は、土地利用が細分化されていること等により、都市環境の <u>改善又は災害防止の観点から</u> 、…	微修正
16	2	1	4	35	26	イ 高度利用地区 (前略) 地区内においては、建築物の敷地等の統合の促進と、小規模建築物の建築を抑制し、敷地内に有効な <u>空地</u> を確保するため、	イ 高度利用地区 (前略) 地区内においては、建築物の敷地等の統合の促進と、小規模建築物の建築を抑制し、敷地内に有効な <u>オープンスペース</u> を確保するため、	都市計画マスタープランとの整合を図るため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
17	2	1	4	36	9	3 都市の防災構造化の推進	<u>3 都市の強靱化の推進</u>	タイトル箇所との整合を図るため
18	2	1	4	36	下15	(2) 土地利用の誘導 災害リスクが高い地域での新たな都市的な土地利用への転換を抑制するなど計画的な土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。	(2) 土地利用の誘導 災害リスクが高い地域での新たな都市的な土地利用への転換を抑制・ <u>規制</u> するなど計画的な土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。	都市計画マスタープランとの整合を図るため
19	2	1	5	37	41	ア 建築物の耐震診断・改修の推進 施設管理者は、建築基準法による新耐震基準 <u>施行（昭和56年）</u> より前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。	ア 建築物の耐震診断・改修の推進 施設管理者は、建築基準法（ <u>昭和25年法律第201号</u> ）による新耐震基準（ <u>昭和55年政令第196号・昭和56年6月1日施行</u> ）より前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。	誤解を招くことがないように正確に明記するため
20	2	1	5	37	下3	ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について 昭和56年5月31日以前に建築された <u>木造住宅（自己用）</u> を対象に、耐震診断士を派遣し、診断を行う。	ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について 昭和56年5月31日以前に建築された <u>木造戸建住宅（個人所有）</u> を対象に、耐震診断士を派遣し、診断を行う。	新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱との整合を図るため
21	2	1	5	38	1	イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について 昭和56年5月31日以前に建築された <u>木造住宅（自己用）</u> を対象に、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。	イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について 昭和56年5月31日以前に建築された <u>木造戸建住宅（個人所有）</u> を対象に、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。	新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱との整合を図るため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
22	2	1	5	38	10	ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションのうち、「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱」の事業要件を満たすものに対し、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。	ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションのうち、「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱」の事業要件を満たすものに対し、その分譲マンションの管理組合等が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。	新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱との整合を図るため
23	2	1	5	38	下15	(ウ) 耐震改修 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の耐震改修工事を行うもの。	(ウ) 耐震改修 <b>工事</b> 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の耐震改修工事を行うもの。	類似の記載との整合を図るため
24	2	1	6	41	15	(1) 耐震性の強化及び点検 耐震性を確保するための必要な <b>補修</b> 等の災害予防措置を講ずる。	(1) 耐震性の強化及び点検 耐震性を確保するための必要な <b>補強</b> 等の災害予防措置を講ずる。	語句の修正
25	2	1	6	41	25～31	イ <b>緊急時確保路線の確保</b> ・・・ <u>(イ)病院、避難所等公共施設と(ア)の道路を結ぶ道路</u>	イ <b>緊急輸送道路の最適化</b> <u>社会情勢や道路網の変化を踏まえ、道路管理者、港湾管理者、警察、陸上自衛隊等と協議しながら適宜、時点修正を図る。</u> <u>(ア) 第1次緊急輸送道路</u> <u>広域的な輸送に必要な主要幹線道路</u> <u>県庁所在地、地方中心都市、重要港湾および空港などを連絡する道路</u> <u>(イ) 第2次緊急輸送道路</u> <u>第1次緊急輸送道路と市町村役場などの主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊など)を連絡する道路</u> <u>(ウ) 第3次緊急輸送道路</u> <u>第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路</u>	「緊急時確保路線」という表現は使っておらず、「緊急輸送道路」で定義されているものと同義だと思われるため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
26	2	1	6	41	下5	(4) 橋梁の整備 (前略)もぐり橋の解消や老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。	(4) 橋梁の整備 (前略)もぐり橋の解消や老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修・ <b>補強</b> 等の整備促進を図る。	それぞれに対応した措置を記載するため
27	2	1	6	42	14	(1) 新潟空港 (前略) 「空港土木施設設計要領平成31年4月」等に従う。	(1) 新潟空港 (前略) 「空港土木施設設計要領平成31年4月 <b>(令和4年4月一部改訂)</b> 」等に従う。	要領の一部改訂があったため
28	2	1	11	52	8	(2) 対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及 <b>及び内装材料の不燃化</b> 火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及と適正な管理の励行、 <b>建築物の内装材料等の不燃化を図るよう指導する。</b>	(2) 対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の <b>普及</b> 火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及と適正な管理の <b>励行</b>	法令上の義務ではなく、あくまで助言レベルのため
29	2	1	11	52	下10	(2) 市民及び事業所に対する訓練指導の充実強化 市民及び事業所の防火意識及び防災行動力の向上を図るため、初期消火訓練を始め、各種訓練への積極的な参加を促すとともに自衛消防隊等に対する訓練指導の充実強化に努める。	(2) 市民及び事業所に対する訓練指導の充実強化 市民及び事業所の防火意識及び防災行動力の向上を図るため、初期消火訓練を始め、各種訓練への積極的な参加を促すとともに、 <b>自衛消防隊等に対する訓練指導の充実強化に努める。</b>	文書校正のための句読点の追加
30	2	1	14	62	15	1 (2) 市の備蓄 <b>食料等の備蓄は、県との役割分担に基づき、市の施設での備蓄と流通備蓄を合わせて想定避難者数の2食分相当の食糧備蓄を目標として、計画的な整備に努める。</b>	1 (2) 市の備蓄 <b>食料等の備蓄は、県との役割分担に基づき、想定避難者数の2食分相当の食料備蓄を目標として、計画的な整備に努める。</b>	現物備蓄2食に向けて計画的な整備を行うため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
31	2	1	14	62	20	(2)ア市の施設での備蓄 市の施設で、想定避難者数の1食分相当の食料を備蓄する。また、市が備蓄している品目等は、市民へ広報する。	(2)ア市の施設での備蓄 市の施設で、想定避難者数の2食分相当の食料を備蓄するよう計画的に積み増しを図る。また、市が備蓄している品目等は、市民へ広報する。	現物備蓄2食に向けて計画的な整備を行うため
32	2	1	14	62	下18	(2)ア(イ)通常の備蓄 被災者に対する食料等は「アルファ化米」及び「保存飲料水」等の長期保存可能な物とする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。	(2)ア(イ)通常の備蓄 被災者に対する食料等は「ビスケット」及び「保存飲料水」等の長期保存可能な物とする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。	主食の中でビスケットが占める割合が最も高いため
33	2	1	14	62	4	(2)イ 流通備蓄 協定業者等から想定避難者数の1食分の食料を調達する。そのため、卸・小売業者と災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定確保を図る。	(2)イ 流通備蓄 協定業者等から物資を調達するため、卸・小売業者と災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定確保を図る。	「流通備蓄で1食分を確保」との考え方を現在採用していないため
34	2	1	16			第16節 要配慮者安全確保計画	別紙のとおり (別添2)	個別避難計画に関する記載を追加
35	2	1	16	68	9	3(4) 補助避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、ホテル・旅館等の施設を災害状況に応じて開設する補助避難所として確保する。	3(4) 宿泊避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、ホテル・旅館等の施設を災害状況に応じて開設する宿泊避難所として確保する。	福祉避難所マニュアル内の表現と揃えるため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
36	2	1	17	71	11	2 (4) 予備的な避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化や自宅療養者の避難等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する予備的な避難所として確保する。	2 (4) 予備的な避難所等の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化や自宅療養者の避難等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する予備的な避難所等として確保する。	宿泊避難所や自宅療養者専用避難所を含んだ表現とするため
37	2	1	17	72	9	ク 暗証番号式鍵ボックスの整備 発災時における避難者の…	ク 暗証番号式鍵ボックスの整備 <u>地震、津波等の突発的な災害時において、市職員や施設管理者が避難所に到着できない場合でも、避難者の速やかな建物内への退避及び安全確保ができるよう、避難所開設体制の強化に努める。</u>	運用にあわせて追記
38	2	1	17	73	下9	ウ 地域住民との協働による避難所開設・受入 夜間・休日及び市職員や施設管理者が到着できない場合でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託、又は、区が選定した地域住民に対して暗証番号式鍵ボックスの暗証番号伝達し、避難所の開設及び避難者の受入体制を整備する。また、近隣住民が主体となって円滑に避難所を運営できるよう、施設管理者、市職員とともに平時から協力体制を構築する。	ウ 地域住民との協働による避難所開設・受入 <u>地震、津波等の突発的な災害時において、市職員や施設管理者が避難所に到着できない場合でも直ちに開錠</u> できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託、又は、区が選定した地域住民に対して暗証番号式鍵ボックスの <u>暗証番号を伝達するなどして</u> 、避難所の開設及び避難者の受入体制を整備する。また、近隣住民が主体となって円滑に避難所を運営できるよう、施設管理者、市職員とともに平時から協力体制を構築する。	運用にあわせて修正
39	2	3	1	91	36	2 (1)ア (イ) 1時間間隔で36時間先までの降雨予測の提供	2 (1)ア (イ) 1時間間隔で72時間先までの降雨予測の提供	防災気象情報システムの実態にあわせて修正
40	2	3	2	93	4	集中豪雨や～効果的な避難等に役立てる。	集中豪雨や～効果的な避難等に役立てる。 <u>また、河川の流域のあらゆる関係者と協働し、地域の特性に応じたハード・ソフト一体の治水対策を推進する。</u>	気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」への転換が求められている。 新潟市においても、「流域治水」の取組は重要であることから追記する。



No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
41	2	3	2	94	10	4 住民の安全確保計画 (1) 洪水ハザードマップ等～避難方法の事前周知 (2) 高齢者等避難～住民への伝達方法の整備	4 住民の安全確保計画 (1) 洪水ハザードマップ等～避難方法の事前周知 <u>(2) 防災に関する講習会等を行い、住民自らによる「マイ・タイムライン」などの避難計画作成を啓発</u> (3) 高齢者等避難～住民への伝達方法の整備	「マイ・タイムライン」のような避難計画を住民自ら作成することは重要であることから追記する。
42	2	3	2	94	17	5 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所は～警察機関へ連絡する。 また、洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。	5 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所は～警察機関へ連絡する。 また、洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認するとともに、「マイ・タイムライン」などの避難計画を作成しておく。	「マイ・タイムライン」のような避難計画を住民自ら作成することは重要であることから追記する。
43	2	3	4	97	16	(3) 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害防止対策の推進 ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備 市は、～山地災害危険 <u>区域</u> 、～考慮する。	(3) 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害防止対策の推進 ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備 市は、～山地災害危険 <u>地区</u> 、～考慮する。	・名称の修正（誤記載） ・林野庁「山地災害危険地区調査要領」による ・新潟県地域防災計画/土砂災害対策編/第2章災害予防（土砂災害予防計画）との整合
44	3	1	2	112	10	1 特別警報・警報・注意報 <u>(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</u> ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 特別警報・警報・注意報の発表区域は新潟市とする。 ただし <u>必要に応じ</u> 「新潟県」、「下越」、「新潟地域」及び「新潟県上中下越」の名称を用いる場合がある。	1 特別警報・警報・注意報 <u>(1) 特別警報・警報・注意報の種類</u> ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 特別警報・警報・注意報の発表区域は新潟市 <u>である</u> 。 ただし、 <u>報道等では</u> 、「新潟県」、「下越」、「新潟地域」 <u>など</u> の名称を用いる場合がある。	気象台が発表する特別警報、警報、注意報は「新潟市」であるが、報道等では、市町村をまとめた地域の名称で表現する場合があるため。
45	3	1	2	112	27	イ 気象情報等 (7) 早期注意情報（警報級の可能性） ・・・大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	イ 気象情報等 (7) 早期注意情報（警報級の可能性） ・・・大雨 <u>又は高潮</u> に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	気象庁では、令和4年9月8日から、5日先までの警報級の高潮となる可能性を、早期注意情報（警報級の可能性）として毎日発表するようにしたため。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/23a/takashi-osouki_20220823.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/23a/takashi-osouki_20220823.html</a>

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
46	3	1	2	113	6	イ 気象情報等 (エ) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。	イ 気象情報等 (エ) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、観測所名又は地域名(新潟市の場合は区ごと)を示して、気象庁から発表される。	気象庁では、令和3年6月3日から、記録的短時間大雨情報の発表基準にキキクルを付加したことなどによる。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2105/24a/20210524_tsutaekatakaizen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2105/24a/20210524_tsutaekatakaizen.html</a>
47	3	1	2	117	7	(イ) 防災関係機関からの情報収集 災害対策本部事務局 <a href="#">北陸ガス株式会社新潟供給センター</a>	(イ) 防災関係機関からの情報収集 災害対策本部事務局 <a href="#">北陸ガス株式会社</a>	被害・復旧状況の発信は、本社広報担当部署が行うため
48	3	1	2	119	下9	注釈 (3)(前略)ワークでの通信手段も確保されているもの。	注釈 (3)(前略)ワークでの通信手段も確保されているもの。	不要な空欄の削除
49	3	1	5	128	21	ア 新潟県 防災局消防課 電話 025-282-5511(夜間)	ア 新潟県 防災局消防課 電話 025-285-5511(夜間)	時点修正
50	3	1	5	128	22	ア 新潟県 防災局消防課 電話 14-401-20-6442、6443(地域衛星)	ア 新潟県 防災局消防課 電話 015-401-20-6442、6443(地域衛星)	時点修正

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
51	3	1	5	128	24	ア 新潟県 防災局消防課 ファクシミリ <u>14</u> -401-20-6497 (地域衛星)	ア 新潟県 防災局消防課 ファクシミリ <u>015</u> -401-20-6497 (地域衛星)	時点修正
52	3	1	5	128	28	イ 総務省消防庁 広域応援室 電話 平日 03-5253- <u>7527</u> (NTT)	イ 総務省消防庁 広域応援室 電話 平日 03-5253- <u>7569</u> (NTT)	時点修正
53	3	1	5	128	31	イ 総務省消防庁 広域応援室 電話 夜間 048-500-90-49 <u>013</u> (地域衛星)	イ 総務省消防庁 広域応援室 電話 夜間 048-500-90-49 <u>102</u> (地域衛星)	時点修正
54	3	1	5	128	33	イ 総務省消防庁 広域応援室 ファクシミリ 平日 048-500-9049033 (地域衛星)	イ 総務省消防庁 広域応援室 ファクシミリ 平日 048-500-90- <u>49033</u> (地域衛星)	時点修正
55	3	1	10	142	下17	1 避難情報の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難情報 ア 実施者  高齢者等避難 市長 <u>避難情報等に関するガイドライン (令和3年5月改定)</u>	1 避難情報の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難情報 ア 実施者  高齢者等避難 市長 <u>災害対策基本法第56条第2項</u>	高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項が根拠規定のではありません。ご確認ください。 <a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</a> のP23

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
56	3	1	10	142	下11	ア 実施者 緊急安全確保 市長 災害対策基本法第60条 <b>第1項</b>	ア 実施者 緊急安全確保 市長 災害対策基本法第60条 <b>第3項</b>	緊急安全確保は、災対法改正により、災害対策基本法第60条第3項が根拠規定の <b>はず</b> です。ご確認ください。 <a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</a> のP25
57	3	1	10	143	3	イ 避難情報の発令基準 避難情報は、次の状況が認められるときを主な基準として発令する。 なお、浸水等、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、 <b>待避・垂直移動の指示を行う</b> 。また、 <b>避難情報の発令及び待避・垂直移動の指示にあたっては</b> 、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。	イ 避難情報の発令基準 避難情報は、次の状況が認められるときを主な基準として発令する。 なお、浸水等、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、 <b>緊急安全確保を発令する</b> 。また、 <b>避難情報の発令にあたっては</b> 、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。	令和3年5月の災対法改正及び「避難情報に関するガイドライン」の改正により、「待避」「垂直移動」等の用語は「屋内安全確保」「緊急安全確保」に改められましたのでご確認ください。 <a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</a> のp13
58	3	1	10	143	下22	イ 避難情報の発令基準 警戒レベル4 避難指示 (1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき	イ 避難情報の発令基準 警戒レベル4 避難指示 (1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき、 <b>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</b>	気象庁と国土交通省では、令和4年6月13日より、指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表するようになった。これを踏まえて「避難情報に関するガイドライン」が令和4年6月に更新されたため。 <a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/</a>
59	3	1	10	143	43	イ 緊急レベル5 (1) 河川の水位が堤防天端高に到達した場合	イ 緊急レベル5 (1) 河川の水位が <b>氾濫する可能性のある水位又は堤防天端高に到達した場合</b>	指定河川洪水予報の運用変更に伴い、避難情報の発令基準を見直したため

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
60	3	1	11	152	下3	2 (4) <b>補助</b> 避難所の開設・受入れ 災害の規模や避難者の状況に応じ、あらかじめ協定を締結してあるホテル・旅館等を <b>補助</b> 避難所として開設し、高齢者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等を受け入れる。	2 (4) <b>宿泊</b> 避難所の開設・受入れ 災害の規模や避難者の状況に応じ、あらかじめ協定を締結してあるホテル・旅館等を <b>宿泊</b> 避難所として開設し、高齢者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等を受け入れる。	福祉避難所マニュアル内の表現と揃えるため
61	3	1	16	169	3	ア 道路関係障害物処理 (ア) (前略)特に、 <b>あらかじめ定められた緊急時確保路線</b> については最優先に実施する。	ア 道路関係障害物処理 (ア) (前略)特に、 <b>緊急輸送道路</b> については最優先に実施する。	「緊急時確保路線」という表現は使っておらず、「緊急輸送道路」で定義されているものと同義だと思われるため
62	3	1	18	175	下14	(1) 備蓄物資の配布 ア 避難者への配布 避難所担当職員は指定避難所…配布する。	(1) 備蓄物資の配布 ア 避難者への配布 避難所担当職員は <b>避難所の避難者、施設管理者と協力し、指定避難所の避難者及び避難所外避難者（以下、「避難者」という。）</b> に対して…配布する。	避難所運営体制の整備を進めているなかで、物資の配布も地域と協働が求められるなかで職員のみと連想させる文言を修正。 また、備蓄物資は避難所外避難者にも配布することから、配布対象の文言を修正。
63	3	1	18	176	16	(3) プル型支援における物資の調達・供給 ア 避難者ニーズの把握 避難所担当職員は当該避難所における避難者ニーズを把握し、…	(3) プル型支援における物資の調達・供給 ア 避難者ニーズの把握 避難所担当職員は、 <b>避難所の避難者、施設管理者と協力して、当該避難所における避難者ニーズを把握し…</b>	避難所運営体制の整備を進めているなかで、ニーズの把握も地域と協働が求められるなかで職員のみと連想させる文言の修正。

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
64	3	1	21	183	4	<p>(ア) <u>損壊家屋等の解体・除去</u>  <u>損壊した家屋等の解体・除去～</u>  (イ) <u>その他</u>災害ごみの処理  災害により～仮置場に<u>直接搬入～</u>  (ウ) <u>特定家庭用機器～</u></p>	<p>(ア) <u>災害ごみの処理</u>  災害により～仮置場に<u>所有者が直接搬入～</u>  (イ) <u>特定家庭用機器～</u></p>	(ア) の損壊家屋等の解体・除去については、(3) に記載するため削除
65	3	1	21	183	18	オ 事業所の災害ごみの処理は、それぞれの事業所が行う。	<p>オ 事業所の災害ごみの処理は、それぞれの事業所が行う<u>ことを基本とする。</u>  <u>ただし、災害の規模、処理施設の能力、廃棄物の種類等を総合的に判断して、市による処理の可否を検討する。</u></p>	災害の規模等により事業所の災害ごみを市が処理する場合も考えられるため。
66	3	1	21	183	24	<p>(3) 損壊家屋等の解体  <u>ア 災害ごみの処理のうち</u>損壊家屋等の解体・除去は～  (ア) <u>国による特別措置</u></p>	<p>(3) 損壊家屋等の解体・<u>除去</u>  損壊家屋等の解体・除去は～  国による特別措置</p>	・次ページの (イ) を削除するため (ア) 不要
67	3	1	21	184	8	<p>(イ) <u>適用がない場合</u>  <u>所有者が災害ごみを市の集積場等に～</u></p>	<u>削除</u>	<p>国の特例適用がないのが通常であり、特例として国の特別措置があるので、適用がない場合は記載不要。</p> <p>また、家屋等の解体・除去についての記載が前段と重複するため。</p>

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
68	3	1	23	188	8	(4) 避難所等の衛生指導 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	<u>追加</u> <u>ク.心身の機能の低下予防</u>	健康維持の観点から、栄養と運動は離せないため。
69	3	1	23	190	13	(3) 給食施設への指導 状況を調査し、 <u>保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班と連携のうえ</u> 、給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。	(3) 給食施設への指導 状況を調査し、 <u>保健衛生対策部食品衛生班と連携のうえ</u> 、給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。	環境衛生班との連携が必要ないため
70	3	1	25	194	下17	(6) 占用施設 (前略) 事後速やかに連絡するとともに <u>応急復旧を実施する。</u>	(6) 占用施設 (前略) 事後速やかに連絡し、 <u>各施設管理者が応急復旧を実施する。</u>	土木対策部、建設班では、交通規制など路上の安全確保の措置は行えるが、占用施設の応急復旧はできないため。
71	3	1	29	205	6	防災関係機関 <u>土地改良区</u>	<u>(削除)</u>	第30節で対応
72	3	1	30	208	6	1 <u>農地・農業用業施設等被害状況把握フロー図</u>	1 <u>農地・農業用施設等被害状況把握フロー図</u>	誤字削除

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
73	3	1	30	208	14	<p>1 農地・農業用施設等被害状況把握フロー図 (1) 農林水産対策部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">被害調査班の編成</p> <p>農地・農業用施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、農村整備・水産課、食と花の推進課</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">被害調査班の編成</p> <p>農地・農業用施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、<u>農村整備・水産振興課</u>、<del>食と花の推進課</del></p> </div>	<p>農村整備・水産振興課 →組織改正による修正</p> <p>食と花の推進課 →削除</p>
74	3	1	32	213	15	<p>1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図 (1) 農林水産対策部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">被害調査班の編成</p> <p>農林畜産物及び農林水産業漁業施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、農村整備・水産課、食と花の推進課、中央卸売市場</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">被害調査班の編成</p> <p>農林畜産物及び農林水産業漁業施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、農村整備・水産課、食と花の推進課、中央卸売市場、<u>農業活性化センター</u></p> </div>	<p>農業活性化センター 記載漏れ</p>
75	3	1	34	221	5	<p>(イ) 避難所の優先順位 避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室などを優先的にあてるものとし、<u>校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、給食室</u>、避難者を受け入れに適さない<u>特別教室(コンピューター室等)</u>などは、原則として避難所としては使用しない。</p>	<p>(イ) 避難所の優先順位 避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室などを優先的にあてるものとし、<u>避難者を受け入れに適さない場所</u>などは、<u>原則として避難所としては使用しない。</u></p>	<p>学校施設の避難場所については、全校、一律に定めるものではなく、その災害規模や学校の実情を鑑み、学校管理者、避難所指名職員、地元等で協議の上、決定すべきであるため</p>



No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
76	3	3	2	238	下4	<p>※1 建築基準法施行令（平成12年政令第211号）第86条及び新潟県建築基準法施行細則（平成12年県規則第125号）第14条を元に設定</p> <p>※2 「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準（平成18年1月5日付危第457号）」に定める災害救助法が適用される積雪深を元に設定</p>	(削除)	前回修正時の消し忘れによる
77	6		1	307	30 及び 34	<p>2 海上流出油等防除の基本方針</p> <p>(1) 小規模流出事故への対応</p> <p>(2) 大規模流出事故災害への対応</p> <p><u>新潟港排出油防除協議会</u></p>	<p>2 海上流出油等防除の基本方針</p> <p>(1) 小規模流出事故への対応</p> <p>(2) 大規模流出事故災害への対応</p> <p><u>新潟県東部排出油等防除協議会</u></p>	組織改正により、名称変更が行われたため。
78	6		1	310	6	<p>エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図</p> <p>信濃川下流河川事務所（占用調整課）電話番号<u>266-7126</u></p>	<p>エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図</p> <p>信濃川下流河川事務所（占用調整課）電話番号<u>266-7135</u></p>	電話番号の修正
79	6		2	316		<p>(1) 被害・活動情報の伝達系統</p> <p>信濃川下流河川事務所（管理課）電話番号<u>266-7326</u></p>	<p>(1) 被害・活動情報の伝達系統</p> <p>信濃川下流河川事務所（管理課）電話番号<u>266-7134</u></p>	電話番号の修正
80	6		7	335	6	<p>防災関係機関</p> <p>東北電力ネットワーク株式会社</p>	<p>防災関係機関</p> <p><u>東北電力株式会社</u>及び東北電力ネットワーク株式会社</p>	同頁14行目に「発電所」が記載されており、発電所は東北電力株式会社が管轄する関係機関であるため、東北電力株式会社を追記

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
81	6		8	341	下3	(10) 受け入れ及び避難所の設置を要請する。	(10) 受け入れ <u>並びに避難経路所及び</u> 避難所の開設を要請する。	本市の役割である避難経路所を追加
82	6		8	341	下1	(10) 避難所となる施設を示したうえで受け入れをする。	(10) <u>避難経路所及び</u> 避難所となる施設を示した上で、避難者を受け入れる。	本市の役割である避難経路所を追加
83	6		8	343	6	受け入れに係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること	受け入れに係る準備情報 <u>及び</u> 指示 <u>並びに</u> 解除に関すること	勧告を削除
84	6		8	343	11	e 避難所の開設及び閉鎖に関すること	e <u>避難経路所及び</u> 避難所の開設 <u>並びに</u> 閉鎖に関すること	本市の役割である避難経路所を追加
85	6		8	344	下7	エ(ウ) 避難のための <u>立ち退きの勧告、又は指示</u> を行う。	エ(ウ) 避難のための <u>立ち退きの指示</u> を行う。	勧告を削除
86	6		8	345	14	(カ)b 市は、避難を <u>勧告・指示</u> した際、	(カ)b 市は、避難を <u>指示</u> した際、	勧告を削除
87	6		8	345	22	(キ) 放送機関は、屋内退避・避難の <u>勧告・指示等</u> があったときは、	(キ) 放送機関は、屋内退避・避難の <u>指示等</u> があったときは、	勧告を削除

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
88	6		8	345	35	(ケ) a 原子力災害が発生し、避難の <del>勧告・指示</del> 等があった場合は	(ケ) a 原子力災害が発生し、避難の <del>指示</del> 等があった場合は	勧告を削除
89	6		8	345	40	b 原子力災害が発生し、避難の <del>勧告・指示</del> 等があった場合は	b 原子力災害が発生し、避難の <del>指示</del> 等があった場合は	勧告を削除
90	6		8	345	45	c 原子力災害が発生し、避難の <del>勧告・指示</del> 等があった場合は	c 原子力災害が発生し、避難の <del>指示</del> 等があった場合は	勧告を削除
91	6		8	346	下9	キ (イ) 避難指示等の解除 立ち退きの <del>勧告解除、又は</del> 指示解除等を行う。	キ (イ) 避難指示等の解除 立ち退きの指示解除等を行う。	勧告を削除
92	6		8	346	下5	ク 特に、避難の <del>勧告・指示</del> を行った地域及びその周辺においては、	ク 特に、避難の <del>指示</del> を行った地域及びその周辺においては、	勧告を削除
93	6		8	347		コ 他市から避難者の受け入れ及び避難所の設置について・・・速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。	コ 他市から避難者の受け入れ <del>並びに避難経路所及び</del> 避難所の設置について・・・速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。	本市の役割である避難経路所を追加

(R 5. 3 修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
1	全体			本編と同様に毎ページの上余白に部・章・節のインデックスをつける。	
2	全体			表において同じ区名が続く場合の記載方法を統一する。	
3	全体			表の行見出しに「連絡先」「TEL」「電話」「電話番号」が混在しているため、「電話番号」に統一する。	
4	防災会議委員名簿	5	新潟市防災会議 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:025-222-0653">025-222-0653</a>	新潟市防災会議委員 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:050-7787-1615">050-7787-1615</a>	旧電話番号解約のため
5	防災会議委員名簿	5	・新潟市防災会議委員 新潟運輸株式会社 <a href="#">執行役員総務部長</a> ・新潟市防災会議委員 株式会社テレビ新潟放送網 <a href="#">報道制作部報道担当部長</a>	・新潟市防災会議委員 新潟運輸株式会社 <a href="#">総務部長</a> ・新潟市防災会議委員 株式会社テレビ新潟放送網 <a href="#">報道制作部報道チーム担当部長</a>	・委員交代の際の修正漏れ（新潟運輸） ・役職名の変更（テレビ新潟）
6	防災会議委員名簿	5	新潟市防災会議委員 にいがたGIS協議会 <a href="#">会長</a>	新潟市防災会議委員 にいがたGIS協議会 <a href="#">会員</a>	委員交代

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																								
7	防災会議幹事	7	新潟市防災会議幹事 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:025-222-0653">025-222-0653</a>	新潟市防災会議幹事 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:050-7787-1615">050-7787-1615</a>	旧電話番号解約のため																																								
8	防災会議幹事	7	新潟市防災会議幹事 日本放送協会新潟放送局 <a href="#">放送部長</a>	新潟市防災会議幹事 日本放送協会新潟放送局 <a href="#">コンテンツセンター長</a>	役職名変更																																								
9	防災会議幹事	7	新潟市防災会議幹事 日本赤十字社新潟県支部 <a href="#">参事</a>	新潟市防災会議幹事 日本赤十字社新潟県支部 <a href="#">事務局付部長兼事業推進課長</a>	人事の都合上																																								
10	17 災害時応援協 定一覧	120	※消防相互応援協定については、「表2-1- <a href="#">10</a> -3 新潟市消防局加盟の消 防相互応援協定等」に記載	※消防相互応援協定については、「表2-1- <a href="#">11</a> -3 新潟市消防局加盟の消 防相互応援協定等」に記載	表記誤り																																								
11	17 災害時応援協 定一覧	120	区分：相互応援 災害時における近隣市町村相互 <a href="#">応援</a> 協定	区分：相互応援 災害時における近隣市町村相互 <a href="#">援助</a> 協定	字句修正																																								
12	17 災害時応援協 定一覧	121	区分：消防 <table border="1" data-bbox="468 1556 1507 1724"> <tr> <td>新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社</td> <td>2H18.4.1</td> <td>消防団車両の提供</td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td>1H17.3.19</td> <td>救急活動</td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> <tr> <td>北陸ガス株式会社新潟供給センター</td> <td>1S56.4.1</td> <td>消防応援</td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> </table>	新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社	2H18.4.1	消防団車両の提供	消防対策部 警防班	東日本高速道路株式会社	1H17.3.19	救急活動	消防対策部 警防班	北陸ガス株式会社新潟供給センター	1S56.4.1	消防応援	消防対策部 警防班	<table border="1" data-bbox="1531 1465 2576 1793"> <tr> <td>新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社</td> <td>2H18.4.1</td> <td><a href="#">消防団員等の輸送車両の提供</a></td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td>1H17.3.19</td> <td>救急活動</td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> <tr> <td>北陸ガス株式会社新潟供給センター</td> <td>1S56.4.1</td> <td>消防応援</td> <td>消防対策部 警防班</td> </tr> <tr> <td><a href="#">越後天然ガス株式会社</a></td> <td><a href="#">1H31.4.1</a></td> <td><a href="#">消防応援</a></td> <td><a href="#">消防対策部 警防班</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">白根瓦斯株式会社</a></td> <td><a href="#">1H31.4.1</a></td> <td><a href="#">消防応援</a></td> <td><a href="#">消防対策部 警防班</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">蒲原ガス株式会社</a></td> <td><a href="#">1H31.4.1</a></td> <td><a href="#">消防応援</a></td> <td><a href="#">消防対策部 警防班</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">新潟生コンクリート協同組合</a></td> <td><a href="#">1H30.9.19</a></td> <td><a href="#">消防応援</a></td> <td><a href="#">消防対策部 警防班</a></td> </tr> </table>	新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社	2H18.4.1	<a href="#">消防団員等の輸送車両の提供</a>	消防対策部 警防班	東日本高速道路株式会社	1H17.3.19	救急活動	消防対策部 警防班	北陸ガス株式会社新潟供給センター	1S56.4.1	消防応援	消防対策部 警防班	<a href="#">越後天然ガス株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>	<a href="#">白根瓦斯株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>	<a href="#">蒲原ガス株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>	<a href="#">新潟生コンクリート協同組合</a>	<a href="#">1H30.9.19</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>	年度当初に依頼のあつた「災害時応援協定実効性向上のための連絡体制の強化について」と統一するため
新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社	2H18.4.1	消防団車両の提供	消防対策部 警防班																																										
東日本高速道路株式会社	1H17.3.19	救急活動	消防対策部 警防班																																										
北陸ガス株式会社新潟供給センター	1S56.4.1	消防応援	消防対策部 警防班																																										
新潟交通観光バス株式会社 新潟第一観光バス株式会社	2H18.4.1	<a href="#">消防団員等の輸送車両の提供</a>	消防対策部 警防班																																										
東日本高速道路株式会社	1H17.3.19	救急活動	消防対策部 警防班																																										
北陸ガス株式会社新潟供給センター	1S56.4.1	消防応援	消防対策部 警防班																																										
<a href="#">越後天然ガス株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>																																										
<a href="#">白根瓦斯株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>																																										
<a href="#">蒲原ガス株式会社</a>	<a href="#">1H31.4.1</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>																																										
<a href="#">新潟生コンクリート協同組合</a>	<a href="#">1H30.9.19</a>	<a href="#">消防応援</a>	<a href="#">消防対策部 警防班</a>																																										

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																																														
13	17 災害時応援協定一覧	121	区分：施設復旧 <table border="1"> <tr> <td>公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部</td> <td>1</td> <td>H27.7.9</td> <td>市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> <tr> <td>地方共同法人日本下水道事業団</td> <td>1</td> <td>H31.4.22</td> <td>市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> <tr> <td>新潟市橋梁維持補修技術協会</td> <td>1</td> <td>H21.10.30</td> <td>市管理橋りょうの被害調査及び応急対策</td> <td>各区建設班</td> </tr> <tr> <td>新潟市管工事業協同組合</td> <td>1</td> <td>H22.3.26</td> <td>市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策</td> <td>建築班</td> </tr> <tr> <td>北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会</td> <td>2</td> <td>H9.3.26</td> <td>ガスの供給</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)</td> <td>3</td> <td>H26.8.25</td> <td>市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)</td> <td>3</td> <td>R3.1.15</td> <td>災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>安達建設興業株式会社</td> <td>1</td> <td>R3.6.1</td> <td>ポンプ場等の応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> </table>	公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部	1	H27.7.9	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班	地方共同法人日本下水道事業団	1	H31.4.22	市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班	新潟市橋梁維持補修技術協会	1	H21.10.30	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班	新潟市管工事業協同組合	1	H22.3.26	市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策	建築班	北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会	2	H9.3.26	ガスの供給	市民生活班	新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)	3	H26.8.25	市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策	総務班	東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)	3	R3.1.15	災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧	災害対策本部事務局	安達建設興業株式会社	1	R3.6.1	ポンプ場等の応急対策	下水道班	追加 <table border="1"> <tr> <td>公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部</td> <td>1</td> <td>H27.7.9</td> <td>市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> <tr> <td>地方共同法人日本下水道事業団</td> <td>1</td> <td>H31.4.22</td> <td>市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> <tr> <td>新潟市橋梁維持補修技術協会</td> <td>1</td> <td>H21.10.30</td> <td>市管理橋りょうの被害調査及び応急対策</td> <td>各区建設班</td> </tr> <tr> <td>新潟市管工事業協同組合</td> <td>1</td> <td>H22.3.26</td> <td>市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策</td> <td>建築班</td> </tr> <tr> <td>北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会</td> <td>2</td> <td>H9.3.26</td> <td>ガスの供給</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)</td> <td>3</td> <td>H26.8.25</td> <td>市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)</td> <td>3</td> <td>R3.1.15</td> <td>災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>安達建設興業株式会社</td> <td>1</td> <td>R3.6.1</td> <td>ポンプ場等の応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部 一般社団法人日本石材産業協会</td> <td>2</td> <td>R4.6.15</td> <td>石造物や土石等の応急対策</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> </table>	公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部	1	H27.7.9	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班	地方共同法人日本下水道事業団	1	H31.4.22	市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班	新潟市橋梁維持補修技術協会	1	H21.10.30	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班	新潟市管工事業協同組合	1	H22.3.26	市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策	建築班	北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会	2	H9.3.26	ガスの供給	市民生活班	新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)	3	H26.8.25	市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策	総務班	東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)	3	R3.1.15	災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧	災害対策本部事務局	安達建設興業株式会社	1	R3.6.1	ポンプ場等の応急対策	下水道班	一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部 一般社団法人日本石材産業協会	2	R4.6.15	石造物や土石等の応急対策	災害対策本部事務局	協定締結のため																									
公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部	1	H27.7.9	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班																																																																																																															
地方共同法人日本下水道事業団	1	H31.4.22	市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班																																																																																																															
新潟市橋梁維持補修技術協会	1	H21.10.30	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班																																																																																																															
新潟市管工事業協同組合	1	H22.3.26	市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策	建築班																																																																																																															
北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会	2	H9.3.26	ガスの供給	市民生活班																																																																																																															
新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)	3	H26.8.25	市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策	総務班																																																																																																															
東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)	3	R3.1.15	災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧	災害対策本部事務局																																																																																																															
安達建設興業株式会社	1	R3.6.1	ポンプ場等の応急対策	下水道班																																																																																																															
公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県支部	1	H27.7.9	市管理下水道管路施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班																																																																																																															
地方共同法人日本下水道事業団	1	H31.4.22	市管理下水道施設等の被災状況調査及び応急対策	下水道班																																																																																																															
新潟市橋梁維持補修技術協会	1	H21.10.30	市管理橋りょうの被害調査及び応急対策	各区建設班																																																																																																															
新潟市管工事業協同組合	1	H22.3.26	市管理公共施設等の給排水設備冷暖房設備等に関する被害調査及び応急対策	建築班																																																																																																															
北陸瓦斯株式会社 一般社団法人新潟県LPガス協会	2	H9.3.26	ガスの供給	市民生活班																																																																																																															
新潟県電気工事業組合3支部 (新潟支部、燕支部、新津支部)	3	H26.8.25	市管理施設等の電気設備に関する調査・応急対策	総務班																																																																																																															
東北電力ネットワーク株式会社 (新潟電力センター、新津電力センター、新発田電力センター)	3	R3.1.15	災害拠点病院や重要施設等に対する電力設備の優先復旧及び電源車の提供 電力設備の復旧作業に必要な用地の確保や道路の復旧	災害対策本部事務局																																																																																																															
安達建設興業株式会社	1	R3.6.1	ポンプ場等の応急対策	下水道班																																																																																																															
一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部 一般社団法人日本石材産業協会	2	R4.6.15	石造物や土石等の応急対策	災害対策本部事務局																																																																																																															
14	17 災害時応援協定一覧	124	区分：輸送 <table border="1"> <tr> <td>新潟県トラック協会新潟支部</td> <td>1</td> <td>H9.3.26</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>赤帽新潟県軽自動車運送協同組合</td> <td>1</td> <td>H16.3.22</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県トラック協会新津支部</td> <td>1</td> <td>H21.3.1</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社</td> <td>1</td> <td>H27.6.30</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>佐川急便株式会社新潟営業所</td> <td>1</td> <td>H29.3.13</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟運輸株式会社</td> <td>1</td> <td>H30.2.20</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社新潟支店</td> <td>1</td> <td>H30.3.8</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>信濃川ウォーターシャトル株式会社</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>株式会社信濃川観光開発</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>信濃川漁業協同組合</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> </table>	新潟県トラック協会新潟支部	1	H9.3.26	物資の輸送	市民生活班	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	1	H16.3.22	物資の輸送	市民生活班	新潟県トラック協会新津支部	1	H21.3.1	物資の輸送	市民生活班	ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社	1	H27.6.30	物資の輸送	市民生活班	佐川急便株式会社新潟営業所	1	H29.3.13	支援物資配送協力	市民生活班	新潟運輸株式会社	1	H30.2.20	支援物資配送協力	市民生活班	日本通運株式会社新潟支店	1	H30.3.8	支援物資配送協力	市民生活班	信濃川ウォーターシャトル株式会社	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	株式会社信濃川観光開発	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	信濃川漁業協同組合	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	追加 <table border="1"> <tr> <td>新潟県トラック協会新潟支部</td> <td>1</td> <td>H9.3.26</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>赤帽新潟県軽自動車運送協同組合</td> <td>1</td> <td>H16.3.22</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県トラック協会新津支部</td> <td>1</td> <td>H21.3.1</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社</td> <td>1</td> <td>H27.6.30</td> <td>物資の輸送</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>佐川急便株式会社新潟営業所</td> <td>1</td> <td>H29.3.13</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟運輸株式会社</td> <td>1</td> <td>H30.2.20</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社新潟支店</td> <td>1</td> <td>H30.3.8</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸株式会社新潟主管支店</td> <td>1</td> <td>R4.6.1</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人AZ-COM丸和支援ネットワーク</td> <td>1</td> <td>R4.7.1</td> <td>支援物資配送協力</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>信濃川ウォーターシャトル株式会社</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>株式会社信濃川観光開発</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>信濃川漁業協同組合</td> <td>1</td> <td>H20.3.25</td> <td>水上交通による物資・人員の輸送</td> <td>総務班</td> </tr> </table>	新潟県トラック協会新潟支部	1	H9.3.26	物資の輸送	市民生活班	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	1	H16.3.22	物資の輸送	市民生活班	新潟県トラック協会新津支部	1	H21.3.1	物資の輸送	市民生活班	ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社	1	H27.6.30	物資の輸送	市民生活班	佐川急便株式会社新潟営業所	1	H29.3.13	支援物資配送協力	市民生活班	新潟運輸株式会社	1	H30.2.20	支援物資配送協力	市民生活班	日本通運株式会社新潟支店	1	H30.3.8	支援物資配送協力	市民生活班	ヤマト運輸株式会社新潟主管支店	1	R4.6.1	支援物資配送協力	市民生活班	一般社団法人AZ-COM丸和支援ネットワーク	1	R4.7.1	支援物資配送協力	市民生活班	信濃川ウォーターシャトル株式会社	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	株式会社信濃川観光開発	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	信濃川漁業協同組合	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班	協定締結のため
新潟県トラック協会新潟支部	1	H9.3.26	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	1	H16.3.22	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
新潟県トラック協会新津支部	1	H21.3.1	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社	1	H27.6.30	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
佐川急便株式会社新潟営業所	1	H29.3.13	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
新潟運輸株式会社	1	H30.2.20	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
日本通運株式会社新潟支店	1	H30.3.8	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
信濃川ウォーターシャトル株式会社	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
株式会社信濃川観光開発	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
信濃川漁業協同組合	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
新潟県トラック協会新潟支部	1	H9.3.26	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	1	H16.3.22	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
新潟県トラック協会新津支部	1	H21.3.1	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
ヤンマーアグリジャパン株式会社 関東甲信越支社	1	H27.6.30	物資の輸送	市民生活班																																																																																																															
佐川急便株式会社新潟営業所	1	H29.3.13	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
新潟運輸株式会社	1	H30.2.20	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
日本通運株式会社新潟支店	1	H30.3.8	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
ヤマト運輸株式会社新潟主管支店	1	R4.6.1	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
一般社団法人AZ-COM丸和支援ネットワーク	1	R4.7.1	支援物資配送協力	市民生活班																																																																																																															
信濃川ウォーターシャトル株式会社	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
株式会社信濃川観光開発	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
信濃川漁業協同組合	1	H20.3.25	水上交通による物資・人員の輸送	総務班																																																																																																															
15	17 災害時応援協定一覧	124	区分：避難者等受け入れ 	追加 <table border="1"> <tr> <td>避難者等の受け入れ</td> <td>災害時における避難所としての施設等の使用に関する協定書</td> <td>新潟県事務所</td> <td>1</td> <td>R4.8.1</td> <td>避難者の受け入れ</td> <td>江南区本部事務局</td> </tr> </table>	避難者等の受け入れ	災害時における避難所としての施設等の使用に関する協定書	新潟県事務所	1	R4.8.1	避難者の受け入れ	江南区本部事務局	協定締結のため																																																																																																							
避難者等の受け入れ	災害時における避難所としての施設等の使用に関する協定書	新潟県事務所	1	R4.8.1	避難者の受け入れ	江南区本部事務局																																																																																																													

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																														
16	17 災害時応援協 定一覧	124	区分：市民相談  <table border="1"> <tr> <td>新潟県行政書士会</td> <td>1 H25. 7. 9</td> <td>被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</td> <td>2 H26. 12. 18</td> <td>災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設</td> <td>(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県弁護士会</td> <td>1 R3. 6. 25</td> <td>災害時における法律相談会の開催</td> <td>市民生活班</td> </tr> </table>	新潟県行政書士会	1 H25. 7. 9	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	市民生活班	新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2 H26. 12. 18	災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班	新潟県弁護士会	1 R3. 6. 25	災害時における法律相談会の開催	市民生活班	<u>追加</u>  <table border="1"> <tr> <td>新潟県行政書士会</td> <td>1 H25. 7. 9</td> <td>被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</td> <td>2 H26. 12. 18</td> <td>災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設</td> <td>(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班</td> </tr> <tr> <td>新潟県弁護士会</td> <td>1 R3. 6. 25</td> <td>災害時における法律相談会の開催</td> <td>市民生活班</td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人住宅金融支援機構</u></td> <td><u>1 R3. 9. 1</u></td> <td><u>災害時の住宅再建及び住宅ローン返済等に関する住宅相談会開催、災害復興住宅融資の実施</u></td> <td><u>建築班</u></td> </tr> </table>	新潟県行政書士会	1 H25. 7. 9	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	市民生活班	新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2 H26. 12. 18	災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班	新潟県弁護士会	1 R3. 6. 25	災害時における法律相談会の開催	市民生活班	<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>	<u>1 R3. 9. 1</u>	<u>災害時の住宅再建及び住宅ローン返済等に関する住宅相談会開催、災害復興住宅融資の実施</u>	<u>建築班</u>	追加		
新潟県行政書士会	1 H25. 7. 9	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	市民生活班																																
新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2 H26. 12. 18	災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班																																
新潟県弁護士会	1 R3. 6. 25	災害時における法律相談会の開催	市民生活班																																
新潟県行政書士会	1 H25. 7. 9	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	市民生活班																																
新潟県土地家屋調査士会 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2 H26. 12. 18	災害時における家屋調査、り災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	(家屋調査) 調査班 (相談所) 市民生活班																																
新潟県弁護士会	1 R3. 6. 25	災害時における法律相談会の開催	市民生活班																																
<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>	<u>1 R3. 9. 1</u>	<u>災害時の住宅再建及び住宅ローン返済等に関する住宅相談会開催、災害復興住宅融資の実施</u>	<u>建築班</u>																																
17	17 災害時応援協 定一覧	124	JA新潟 <u>みらい</u>	JA新潟 <u>かがやき</u>	組織名称が変更となったため																														
18	表2-1-10-1	144	一般局 <u>544局</u>	一般局 <u>530局</u>	時点修正																														
19	表2-1-10-2	144	市役所 <u>85局</u>	市役所 <u>86局</u>	時点修正																														
20	表2-1-10-4	146	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">局 数</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>150MHz帯</th> <th>400MHz帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基 地</td> <td>2局</td> <td>1局</td> </tr> <tr> <td>携 帯</td> <td>14局</td> <td><b>14局</b></td> </tr> <tr> <td>車 載</td> <td><b>8局</b></td> <td><b>8局</b></td> </tr> </tbody> </table>		局 数		種 類	150MHz帯	400MHz帯	基 地	2局	1局	携 帯	14局	<b>14局</b>	車 載	<b>8局</b>	<b>8局</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">局 数</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>150MHz帯</th> <th>400MHz帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基 地</td> <td>2局</td> <td>1局</td> </tr> <tr> <td>携 帯</td> <td>14局</td> <td><b>10局</b></td> </tr> <tr> <td>車 載</td> <td><b>9局</b></td> <td><b>9局</b></td> </tr> </tbody> </table>		局 数		種 類	150MHz帯	400MHz帯	基 地	2局	1局	携 帯	14局	<b>10局</b>	車 載	<b>9局</b>	<b>9局</b>	整備数調整のため
	局 数																																		
種 類	150MHz帯	400MHz帯																																	
基 地	2局	1局																																	
携 帯	14局	<b>14局</b>																																	
車 載	<b>8局</b>	<b>8局</b>																																	
	局 数																																		
種 類	150MHz帯	400MHz帯																																	
基 地	2局	1局																																	
携 帯	14局	<b>10局</b>																																	
車 載	<b>9局</b>	<b>9局</b>																																	

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																																														
21	表2-1-11-1	148	表2-1-11-1 新潟市消防局現勢分布	別紙のとおり (別添3)	時点修正																																																																																																														
22	表2-1-11-2	149	<p>表2-1-11-2 新潟市消防団現勢分布 R4.4.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>13</td> <td>50</td> <td>小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>南方面隊</td> <td>5</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>西方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72</td> <td>925</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,131</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62</td> <td>442</td> <td>消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419</td> <td>5,311</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	722	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18	283	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23	438	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56	706	秋葉方面隊	13	50	小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50	493	南方面隊	5	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	610	西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72	925	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100	1,131	合計	62	442	消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419	5,311	<p>表2-1-11-2 新潟市消防団現勢分布 R4.12.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47</td> <td>728</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>13</td> <td>50</td> <td>小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>南方面隊</td> <td>5</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>西方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72</td> <td>959</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,133</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62</td> <td>442</td> <td>消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419</td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	728	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18	279	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23	493	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56	706	秋葉方面隊	13	50	小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50	490	南方面隊	5	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	609	西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72	959	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100	1,133	合計	62	442	消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419	5,400	時点修正
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																															
団本部				3																																																																																																															
北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	722																																																																																																															
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18	283																																																																																																															
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23	438																																																																																																															
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56	706																																																																																																															
秋葉方面隊	13	50	小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50	493																																																																																																															
南方面隊	5	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	610																																																																																																															
西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72	925																																																																																																															
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100	1,131																																																																																																															
合計	62	442	消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419	5,311																																																																																																															
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																															
団本部				3																																																																																																															
北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	728																																																																																																															
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 18、小型動力ポンプ積載車 18	279																																																																																																															
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 7、小型動力ポンプ 23、小型動力ポンプ積載車 23	493																																																																																																															
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 3、小型動力ポンプ 56、小型動力ポンプ積載車 56	706																																																																																																															
秋葉方面隊	13	50	小型動力ポンプ 50、小型動力ポンプ積載車 50	490																																																																																																															
南方面隊	5	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	609																																																																																																															
西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 72、小型動力ポンプ積載車 72	959																																																																																																															
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ 100、小型動力ポンプ積載車100	1,133																																																																																																															
合計	62	442	消防ポンプ自動車23、小型動力ポンプ419、小型動力ポンプ積載車419	5,400																																																																																																															



No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	表2-1-12-1	153	<p>表2-1-12-1 類別危険物製造所等施設数状況 令和3年12月1日時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="6">単独</th> <th rowspan="2">混在</th> <th rowspan="2">立入検査実施延回数</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>2,715</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2,677</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>2,049</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>1,768</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1738</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>1,328</td> </tr> <tr> <td>  屋内貯蔵所</td> <td>220</td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>199</td> <td>6</td> <td></td> <td>10</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>  屋外タンク貯蔵所</td> <td>410</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>408</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>  屋内タンク貯蔵所</td> <td>52</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>52</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>  地下タンク貯蔵所</td> <td>406</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>406</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>  簡易タンク貯蔵所</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>  移動タンク貯蔵所</td> <td>635</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>628</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>  屋外貯蔵所</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>917</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>912</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>  給油取扱所</td> <td>428</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>428</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>  第一種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  第二種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>  移送取扱所</td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>  一般取扱所</td> <td>454</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>450</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>342</td> </tr> </tbody> </table>		総数	単独						混在	立入検査実施延回数	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	総数	2,715	7	1	1	2,677	7	2	20	2,049	製造所	30				27	1		2	8	貯蔵所	1,768	4	1	1	1738	6	2	16	1,328	屋内貯蔵所	220	4	1		199	6		10	157	屋外タンク貯蔵所	410				408		2		270	屋内タンク貯蔵所	52				52				33	地下タンク貯蔵所	406				406				296	簡易タンク貯蔵所	10				10				5	移動タンク貯蔵所	635			1	628			6	543	屋外貯蔵所	35				35				24	取扱所	917	3			912			2	713	給油取扱所	428				428				350	第一種販売取扱所	4				3			1	3	第二種販売取扱所	4				4				4	移送取扱所	27				27				14	一般取扱所	454	3			450			1	342	<p>表2-1-12-1 類別危険物製造所等施設数状況 令和4年12月1日時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="6">単独</th> <th rowspan="2">混在</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>2,645</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2,606</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>1,720</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1689</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>  屋内貯蔵所</td> <td>220</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>198</td> <td>6</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>  屋外タンク貯蔵所</td> <td>399</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>397</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  屋内タンク貯蔵所</td> <td>52</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>52</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  地下タンク貯蔵所</td> <td>390</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>390</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  簡易タンク貯蔵所</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  移動タンク貯蔵所</td> <td>613</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>606</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>  屋外貯蔵所</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>897</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>892</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  給油取扱所</td> <td>419</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>419</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第一種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  第二種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  移送取扱所</td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  一般取扱所</td> <td>443</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>439</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		総数	単独						混在	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	総数	2,645	8	1	1	2,606	6	2	21	製造所	28				25			3	貯蔵所	1,720	5	1	1	1689	6	2	16	屋内貯蔵所	220	5	1		198	6		10	屋外タンク貯蔵所	399				397		2		屋内タンク貯蔵所	52				52				地下タンク貯蔵所	390				390				簡易タンク貯蔵所	9				9				移動タンク貯蔵所	613			1	606			6	屋外貯蔵所	37				37				取扱所	897	3			892			2	給油取扱所	419				419				第一種販売取扱所	4				3			1	第二種販売取扱所	4				4				移送取扱所	27				27				一般取扱所	443	3			439			1	<p>時点修正 (施設数の変更、立入検査実施延べ回数の列を削除)</p>
	総数	単独						混在	立入検査実施延回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
総数	2,715	7	1	1	2,677	7	2	20	2,049																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
製造所	30				27	1		2	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
貯蔵所	1,768	4	1	1	1738	6	2	16	1,328																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
屋内貯蔵所	220	4	1		199	6		10	157																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
屋外タンク貯蔵所	410				408		2		270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
屋内タンク貯蔵所	52				52				33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地下タンク貯蔵所	406				406				296																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
簡易タンク貯蔵所	10				10				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
移動タンク貯蔵所	635			1	628			6	543																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
屋外貯蔵所	35				35				24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
取扱所	917	3			912			2	713																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
給油取扱所	428				428				350																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第一種販売取扱所	4				3			1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第二種販売取扱所	4				4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
移送取扱所	27				27				14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般取扱所	454	3			450			1	342																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	総数	単独						混在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
総数	2,645	8	1	1	2,606	6	2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
製造所	28				25			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵所	1,720	5	1	1	1689	6	2	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
屋内貯蔵所	220	5	1		198	6		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
屋外タンク貯蔵所	399				397		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋内タンク貯蔵所	52				52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
地下タンク貯蔵所	390				390																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
簡易タンク貯蔵所	9				9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
移動タンク貯蔵所	613			1	606			6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
屋外貯蔵所	37				37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
取扱所	897	3			892			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
給油取扱所	419				419																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第一種販売取扱所	4				3			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第二種販売取扱所	4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
移送取扱所	27				27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
一般取扱所	443	3			439			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
24	表2-1-14-1	154	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="12">中央区</td> <td>16</td> <td>鳥屋野小学校</td> <td>美咲町2丁目4番7号</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>浜浦小学校</td> <td>浜浦町1丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>旧豊照小学校</td> <td>見方町2518番地</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>万代長嶺小学校</td> <td>東万代町4番1号</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>沼垂小学校</td> <td>鏡が岡5番5号</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>鳥屋野運動公園野球場</td> <td>女池南3丁目6番4号</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>桜ヶ丘小学校</td> <td>姥ヶ山6丁目1番21号</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>寄居中学校</td> <td>営所通2番町592番地12</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>新潟柳都中学校</td> <td>栄町3丁目4213番地</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>宮浦中学校</td> <td>万代5丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>北部総合コミュニティセンター</td> <td>稲荷町3511番地1</td> </tr> </tbody> </table>	中央区	16	鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番7号	17	浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地	18	旧豊照小学校	見方町2518番地	19	万代長嶺小学校	東万代町4番1号	20	沼垂小学校	鏡が岡5番5号	21	鳥屋野運動公園野球場	女池南3丁目6番4号	22	桜ヶ丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号	23	寄居中学校	営所通2番町592番地12	24	新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地	25	宮浦中学校	万代5丁目6番1号	26	北部総合コミュニティセンター	稲荷町3511番地1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="12">中央区</td> <td>16</td> <td>鳥屋野小学校</td> <td>美咲町2丁目4番7号</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>浜浦小学校</td> <td>浜浦町1丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>旧豊照小学校</td> <td>見方町2518番地</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>万代長嶺小学校</td> <td>東万代町4番1号</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>沼垂小学校</td> <td>鏡が岡5番5号</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>鳥屋野運動公園野球場</td> <td>女池南3丁目6番4号</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>桜ヶ丘小学校</td> <td>姥ヶ山6丁目1番21号</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>寄居中学校</td> <td>営所通2番町592番地12</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>新潟柳都中学校</td> <td>栄町3丁目4213番地</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>宮浦中学校</td> <td>万代5丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>北部総合コミュニティセンター</td> <td>稲荷町3511番地1</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td><u>白山コミュニティハウス</u></td> <td><u>本町通1番町168番地2</u></td> </tr> </tbody> </table>	中央区	16	鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番7号	17	浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地	18	旧豊照小学校	見方町2518番地	19	万代長嶺小学校	東万代町4番1号	20	沼垂小学校	鏡が岡5番5号	21	鳥屋野運動公園野球場	女池南3丁目6番4号	22	桜ヶ丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号	23	寄居中学校	営所通2番町592番地12	24	新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地	25	宮浦中学校	万代5丁目6番1号	26	北部総合コミュニティセンター	稲荷町3511番地1	27	<u>白山コミュニティハウス</u>	<u>本町通1番町168番地2</u>	<p>新たに拠点として選定したため。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央区	16	鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番7号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	17	浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	18	旧豊照小学校	見方町2518番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	19	万代長嶺小学校	東万代町4番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	20	沼垂小学校	鏡が岡5番5号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	21	鳥屋野運動公園野球場	女池南3丁目6番4号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	22	桜ヶ丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	23	寄居中学校	営所通2番町592番地12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	24	新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	25	宮浦中学校	万代5丁目6番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	26	北部総合コミュニティセンター	稲荷町3511番地1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	中央区	16	鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番7号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17		浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18		旧豊照小学校	見方町2518番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19		万代長嶺小学校	東万代町4番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20		沼垂小学校	鏡が岡5番5号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21		鳥屋野運動公園野球場	女池南3丁目6番4号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22		桜ヶ丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23		寄居中学校	営所通2番町592番地12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24		新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25		宮浦中学校	万代5丁目6番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26		北部総合コミュニティセンター	稲荷町3511番地1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27		<u>白山コミュニティハウス</u>	<u>本町通1番町168番地2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																																
25	表2-1-14-1	156	<p>備蓄品目・目標数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>保存年数</th> <th>単位</th> <th>目標数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>主食（アルファ化米等）</td><td>5年</td><td>食</td><td>131,000</td></tr> <tr><td>主食（お粥）</td><td>5年</td><td>食</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>保存水</td><td>7年</td><td>リットル</td><td>103,488</td></tr> <tr><td>粉ミルク</td><td>18ヶ月</td><td>リットル</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>粉ミルク（アレルギー対応）</td><td>18ヶ月</td><td>リットル</td><td>36</td></tr> <tr><td>携帯トイレ</td><td>15年</td><td>袋</td><td>653,000</td></tr> <tr><td>おむつ（大人用）</td><td>3年</td><td>枚</td><td>9,688</td></tr> <tr><td>尿取りパッド</td><td>3年</td><td>枚</td><td>24,220</td></tr> <tr><td>おむつ（乳幼児用）</td><td>3年</td><td>枚</td><td>25,380</td></tr> <tr><td>生理用品</td><td>3年</td><td>枚</td><td>59,460</td></tr> <tr><td>毛布</td><td>10年</td><td>枚</td><td>28,500</td></tr> <tr><td>アルミブランケット</td><td>—</td><td>枚</td><td>125,000</td></tr> <tr><td>哺乳瓶</td><td>—</td><td>本</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>哺乳瓶用消毒剤</td><td>5年</td><td>錠</td><td>6,174</td></tr> <tr><td>発電機・投光機セット</td><td>—</td><td>セット</td><td>560</td></tr> <tr><td>洋式便座</td><td>—</td><td>台</td><td>1,372</td></tr> <tr><td>ストーブ</td><td>—</td><td>台</td><td>343</td></tr> <tr><td>鋳物コンロ</td><td>—</td><td>台</td><td>169</td></tr> <tr><td>カセットコンロ</td><td>—</td><td>台</td><td>343</td></tr> <tr><td>トイレトペーパー</td><td>—</td><td>巻</td><td>23,664</td></tr> <tr><td>プラスチックコップ</td><td>—</td><td>個</td><td>29,619</td></tr> </tbody> </table> <p>※目標数量は、平成26年度に実施した防災基礎調査に基づく発災1日後の想定避難者数（市内人口（平成25年12月時点の住民基本台帳人口を使用）の15.9%）を基に算出。</p>	品目	保存年数	単位	目標数量	主食（アルファ化米等）	5年	食	131,000	主食（お粥）	5年	食	22,000	保存水	7年	リットル	103,488	粉ミルク	18ヶ月	リットル	1,180	粉ミルク（アレルギー対応）	18ヶ月	リットル	36	携帯トイレ	15年	袋	653,000	おむつ（大人用）	3年	枚	9,688	尿取りパッド	3年	枚	24,220	おむつ（乳幼児用）	3年	枚	25,380	生理用品	3年	枚	59,460	毛布	10年	枚	28,500	アルミブランケット	—	枚	125,000	哺乳瓶	—	本	1,180	哺乳瓶用消毒剤	5年	錠	6,174	発電機・投光機セット	—	セット	560	洋式便座	—	台	1,372	ストーブ	—	台	343	鋳物コンロ	—	台	169	カセットコンロ	—	台	343	トイレトペーパー	—	巻	23,664	プラスチックコップ	—	個	29,619	<p>備蓄品目・目標数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>保存年数</th> <th>単位</th> <th>目標数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>主食（アルファ化米等）</td><td>5年</td><td>食</td><td>350,900</td></tr> <tr><td>主食（お粥）</td><td>5年</td><td>食</td><td>71,400</td></tr> <tr><td>保存水</td><td>7年</td><td>リットル</td><td>212,350</td></tr> <tr><td>粉ミルク</td><td>18ヶ月</td><td>リットル</td><td>1,353</td></tr> <tr><td>粉ミルク（アレルギー対応）</td><td>18ヶ月</td><td>リットル</td><td>41</td></tr> <tr><td>携帯トイレ</td><td>15年</td><td>袋</td><td>693,000</td></tr> <tr><td>おむつ（大人用）</td><td>3年</td><td>枚</td><td>17,366</td></tr> <tr><td>尿取りパッド</td><td>3年</td><td>枚</td><td>43,415</td></tr> <tr><td>おむつ（乳幼児用）</td><td>3年</td><td>枚</td><td>29,118</td></tr> <tr><td>生理用品</td><td>3年</td><td>枚</td><td>76,210</td></tr> <tr><td>毛布</td><td>10年</td><td>枚</td><td>42,650</td></tr> <tr><td>アルミブランケット</td><td>—</td><td>枚</td><td>134,750</td></tr> <tr><td>哺乳瓶</td><td>—</td><td>本</td><td>1,353</td></tr> <tr><td>哺乳瓶用消毒剤</td><td>5年</td><td>錠</td><td>6,174</td></tr> <tr><td>発電機・投光機セット</td><td>—</td><td>セット</td><td>560</td></tr> <tr><td>洋式便座</td><td>—</td><td>台</td><td>1,372</td></tr> <tr><td>ストーブ</td><td>—</td><td>台</td><td>343</td></tr> <tr><td>鋳物コンロ</td><td>—</td><td>台</td><td>169</td></tr> <tr><td>カセットコンロ</td><td>—</td><td>台</td><td>343</td></tr> <tr><td>トイレトペーパー</td><td>—</td><td>巻</td><td>25,530</td></tr> <tr><td>プラスチックコップ</td><td>—</td><td>個</td><td>29,619</td></tr> </tbody> </table> <p>※目標数量は、令和3年度の県地震被害想定結果の見直しに基づく発災1日後の想定避難者数（市内人口（令和4年3月時点の住民基本台帳人口を使用）の22.8%）を基に算出。</p>	品目	保存年数	単位	目標数量	主食（アルファ化米等）	5年	食	350,900	主食（お粥）	5年	食	71,400	保存水	7年	リットル	212,350	粉ミルク	18ヶ月	リットル	1,353	粉ミルク（アレルギー対応）	18ヶ月	リットル	41	携帯トイレ	15年	袋	693,000	おむつ（大人用）	3年	枚	17,366	尿取りパッド	3年	枚	43,415	おむつ（乳幼児用）	3年	枚	29,118	生理用品	3年	枚	76,210	毛布	10年	枚	42,650	アルミブランケット	—	枚	134,750	哺乳瓶	—	本	1,353	哺乳瓶用消毒剤	5年	錠	6,174	発電機・投光機セット	—	セット	560	洋式便座	—	台	1,372	ストーブ	—	台	343	鋳物コンロ	—	台	169	カセットコンロ	—	台	343	トイレトペーパー	—	巻	25,530	プラスチックコップ	—	個	29,619	<p>県地震被害想定の見直しに伴い、目標数量が変更となったため。</p>
品目	保存年数	単位	目標数量																																																																																																																																																																																		
主食（アルファ化米等）	5年	食	131,000																																																																																																																																																																																		
主食（お粥）	5年	食	22,000																																																																																																																																																																																		
保存水	7年	リットル	103,488																																																																																																																																																																																		
粉ミルク	18ヶ月	リットル	1,180																																																																																																																																																																																		
粉ミルク（アレルギー対応）	18ヶ月	リットル	36																																																																																																																																																																																		
携帯トイレ	15年	袋	653,000																																																																																																																																																																																		
おむつ（大人用）	3年	枚	9,688																																																																																																																																																																																		
尿取りパッド	3年	枚	24,220																																																																																																																																																																																		
おむつ（乳幼児用）	3年	枚	25,380																																																																																																																																																																																		
生理用品	3年	枚	59,460																																																																																																																																																																																		
毛布	10年	枚	28,500																																																																																																																																																																																		
アルミブランケット	—	枚	125,000																																																																																																																																																																																		
哺乳瓶	—	本	1,180																																																																																																																																																																																		
哺乳瓶用消毒剤	5年	錠	6,174																																																																																																																																																																																		
発電機・投光機セット	—	セット	560																																																																																																																																																																																		
洋式便座	—	台	1,372																																																																																																																																																																																		
ストーブ	—	台	343																																																																																																																																																																																		
鋳物コンロ	—	台	169																																																																																																																																																																																		
カセットコンロ	—	台	343																																																																																																																																																																																		
トイレトペーパー	—	巻	23,664																																																																																																																																																																																		
プラスチックコップ	—	個	29,619																																																																																																																																																																																		
品目	保存年数	単位	目標数量																																																																																																																																																																																		
主食（アルファ化米等）	5年	食	350,900																																																																																																																																																																																		
主食（お粥）	5年	食	71,400																																																																																																																																																																																		
保存水	7年	リットル	212,350																																																																																																																																																																																		
粉ミルク	18ヶ月	リットル	1,353																																																																																																																																																																																		
粉ミルク（アレルギー対応）	18ヶ月	リットル	41																																																																																																																																																																																		
携帯トイレ	15年	袋	693,000																																																																																																																																																																																		
おむつ（大人用）	3年	枚	17,366																																																																																																																																																																																		
尿取りパッド	3年	枚	43,415																																																																																																																																																																																		
おむつ（乳幼児用）	3年	枚	29,118																																																																																																																																																																																		
生理用品	3年	枚	76,210																																																																																																																																																																																		
毛布	10年	枚	42,650																																																																																																																																																																																		
アルミブランケット	—	枚	134,750																																																																																																																																																																																		
哺乳瓶	—	本	1,353																																																																																																																																																																																		
哺乳瓶用消毒剤	5年	錠	6,174																																																																																																																																																																																		
発電機・投光機セット	—	セット	560																																																																																																																																																																																		
洋式便座	—	台	1,372																																																																																																																																																																																		
ストーブ	—	台	343																																																																																																																																																																																		
鋳物コンロ	—	台	169																																																																																																																																																																																		
カセットコンロ	—	台	343																																																																																																																																																																																		
トイレトペーパー	—	巻	25,530																																																																																																																																																																																		
プラスチックコップ	—	個	29,619																																																																																																																																																																																		
26	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	158 ～ 180	<p>表2-1-16-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-2-3 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-4-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</p>	<p>別紙のとおり (別添4)</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																																																																																																
27	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	158 ～ 180	<p>表2-1-16-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-2-3 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-4-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</p>	<p>別紙のとおり (別添4)</p>	<p>区切りが分かりにくい ため、区名が表記され ている行の右縦線を削 除</p>																																																																																																																																																																																

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
28	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	160	母子生活支援施設 ふじみ苑 <u>新潟市東区藤見町1丁目4番38号</u>	母子生活支援施設 ふじみ苑 <u>新潟市東区</u>	DV等を理由とした母子の避難施設でもあり、住所非公開のため ※R2年度の修正作業時にも報告しているが、誤って別施設（デイサービスセンター藤見）が修正されたものと思われる。
29	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	160	東区 <u>社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター藤見</u>	削除	今年度をもって施設が廃止になるため削除
30	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	162	保育所・認定こども園等 名称 上木戸 <u>保育園</u>	保育所・認定こども園等 名称 上木戸 <u>こども園</u>	名称修正
31	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	164	保育所・認定こども園等 名称 みつばち <u>保育園</u>	保育所・認定こども園等 名称 みつばち <u>こども園</u>	名称修正
32	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	173	新津第二幼稚園	削除	令和3年度末で廃園
33	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	174	小合東幼稚園	削除	令和3年度末で廃園

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由						
34	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	175	小須戸幼稚園	削除	令和4年度末で廃園						
35	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	178	西区 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター黒埼荘	削除	今年度をもって施設が廃止になるため削除						
36	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	158 ～ 180	表2-1-16-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-2-3 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 表2-3-4-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	別紙のとおり (別添4)	施設の重複削除						
37	表2-1-16-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	181		追加 土砂災害警戒区域内  秋葉区 <table border="1" data-bbox="1537 1115 2564 1276"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>キープハッピーライフあきは</td> <td>新潟市秋葉区草水町1-10-28</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	名称	所在地	共同生活援助	キープハッピーライフあきは	新潟市秋葉区草水町1-10-28	時点修正
施設種別	名称	所在地									
共同生活援助	キープハッピーライフあきは	新潟市秋葉区草水町1-10-28									
38	表2-1-17-1	192	避難所区分変更 亀田小学校 … <u>亀田第一保育園</u>	避難所区分変更 <u>亀田小学校</u> <u>(補) 亀田第一保育園</u>	4/1付 補助避難所移行						
39	表2-1-17-1	196	(補) 小須戸幼稚園	削除	令和4年度末で廃園						

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
40	表2-1-17-1	197	秋葉区 鎌倉農村公園 鎌倉新田273番地2	秋葉区 鎌倉農村公園 鎌倉273番地2	誤記のため
41	表2-1-17-1	198 ～ 199	南区 ・白根高等学校 ・月潟中学校	南区 ・白根高等学校 ・月潟中学校	文字サイズをそろえる
42	表2-1-17-1	183 ～ 207	表2-1-17-1 避難場所等の役割	別紙のとおり (別添5)	時点修正
43	表2-1-17-2	209 ～ 234	表2-1-17-2 避難場所等の河川別避難可否	別紙のとおり (別添6)	時点修正
44	表2-1-17-2	218	江南区 避難所区分変更 亀田小学校 … 亀田第一保育園	江南区 避難所区分変更 亀田小学校 (補) 亀田第一保育園	4/1付 補助避難所移行
45	表2-1-17-2	223	(補) 小須戸幼稚園	削除	令和4年度末で廃園

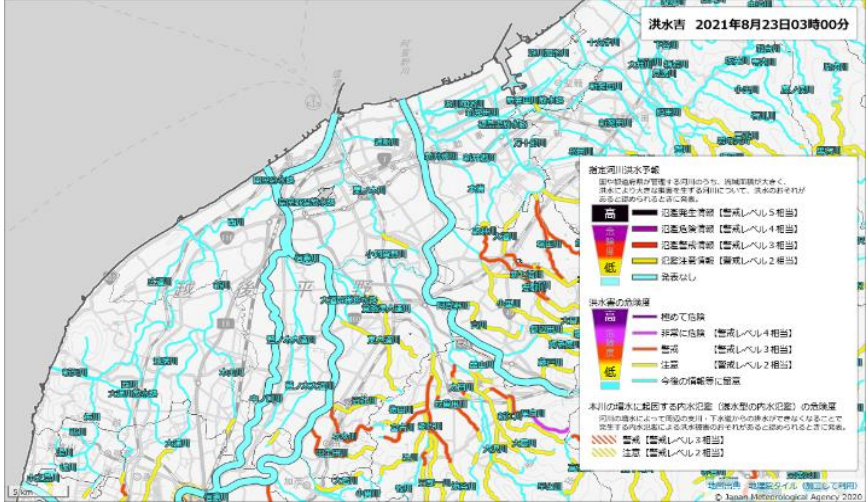
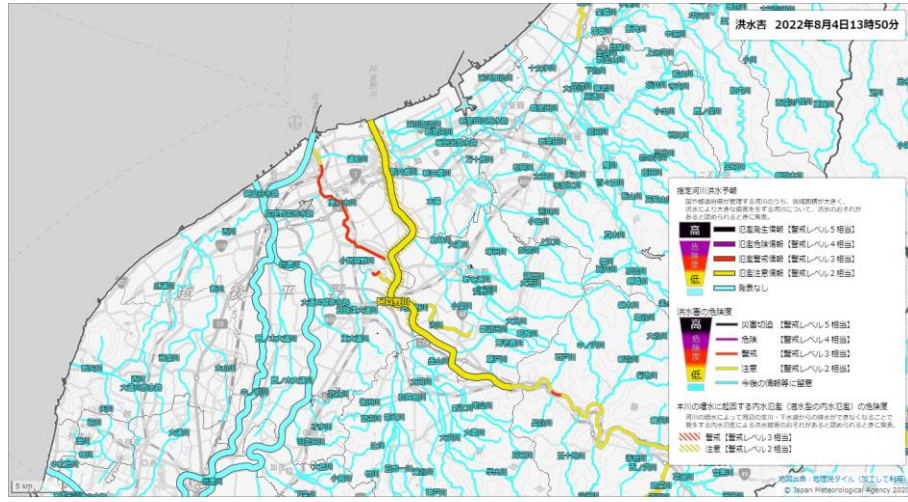
No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																										
46	表2-1-17-2	224	秋葉区 鎌倉農村公園 鎌倉新田273番地2	秋葉区 鎌倉農村公園 鎌倉273番地2	誤記のため																																																																																										
47	表2-1-17-3	235	西区 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター黒埼荘	削除	今年度をもって施設が 廃止になるため削除																																																																																										
48	表2-1-17-3	235	<p>東区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td rowspan="7">特別養護老人ホーム</td><td>あしぬま荘</td><td>はなみずき2丁目3番7号</td><td>025-271-1016</td></tr> <tr><td>2</td><td>大山台ホーム</td><td>大山2丁目13番1号</td><td>025-271-6700</td></tr> <tr><td>3</td><td>河渡の郷</td><td>河渡2丁目4番65号</td><td>025-270-1414</td></tr> <tr><td>4</td><td>桃山園</td><td>桃山町1丁目114番地7</td><td>025-279-4151</td></tr> <tr><td>5</td><td>山王苑にいがた</td><td>海老ヶ瀬643番地</td><td>025-278-9055</td></tr> <tr><td>6</td><td>新潟東愛宕の園</td><td>若葉町2丁目17番40号</td><td>025-257-6010</td></tr> <tr><td>7</td><td>風の笛</td><td>下木戸2丁目28番13号</td><td>025-271-7700</td></tr> <tr><td>8</td><td rowspan="2">障がい者福祉関連施設</td><td>福祉事業所ハーモニー</td><td>東中島2丁目18番6号</td><td>025-277-6477</td></tr> <tr><td>9</td><td>新潟市立東特別支援学校</td><td>海老ヶ瀬31番地</td><td>025-271-9117</td></tr> </tbody> </table>	No.	施設種別	施設名	所在地	TEL	1	特別養護老人ホーム	あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号	025-271-1016	2	大山台ホーム	大山2丁目13番1号	025-271-6700	3	河渡の郷	河渡2丁目4番65号	025-270-1414	4	桃山園	桃山町1丁目114番地7	025-279-4151	5	山王苑にいがた	海老ヶ瀬643番地	025-278-9055	6	新潟東愛宕の園	若葉町2丁目17番40号	025-257-6010	7	風の笛	下木戸2丁目28番13号	025-271-7700	8	障がい者福祉関連施設	福祉事業所ハーモニー	東中島2丁目18番6号	025-277-6477	9	新潟市立東特別支援学校	海老ヶ瀬31番地	025-271-9117	<p>東区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>1</u></td><td rowspan="10">特別養護老人ホーム</td><td>逢谷内</td><td>東区新松崎1丁目1番12号</td><td>025-288-5959</td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td>あしぬま荘</td><td>はなみずき2丁目3番7号</td><td>025-271-1016</td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td>大山台ホーム</td><td>大山2丁目13番1号</td><td>025-271-6700</td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td>河渡の郷</td><td>河渡2丁目4番65号</td><td>025-270-1414</td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td>桃山園</td><td>桃山町1丁目114番地7</td><td>025-279-4151</td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td>山王苑にいがた</td><td>海老ヶ瀬643番地</td><td>025-278-9055</td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td>新潟東愛宕の園</td><td>若葉町2丁目17番40号</td><td>025-257-6010</td></tr> <tr><td><u>8</u></td><td>風の笛</td><td>下木戸2丁目28番13号</td><td>025-271-7700</td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td rowspan="2">障がい者福祉関連施設</td><td>福祉事業所ハーモニー</td><td>東中島2丁目18番6号</td><td>025-277-6477</td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td>新潟市立東特別支援学校</td><td>海老ヶ瀬31番地</td><td>025-271-9117</td></tr> </tbody> </table>	No.	施設種別	施設名	所在地	電話番号	<u>1</u>	特別養護老人ホーム	逢谷内	東区新松崎1丁目1番12号	025-288-5959	<u>2</u>	あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号	025-271-1016	<u>3</u>	大山台ホーム	大山2丁目13番1号	025-271-6700	<u>4</u>	河渡の郷	河渡2丁目4番65号	025-270-1414	<u>5</u>	桃山園	桃山町1丁目114番地7	025-279-4151	<u>6</u>	山王苑にいがた	海老ヶ瀬643番地	025-278-9055	<u>7</u>	新潟東愛宕の園	若葉町2丁目17番40号	025-257-6010	<u>8</u>	風の笛	下木戸2丁目28番13号	025-271-7700	<u>9</u>	障がい者福祉関連施設	福祉事業所ハーモニー	東中島2丁目18番6号	025-277-6477	<u>10</u>	新潟市立東特別支援学校	海老ヶ瀬31番地	025-271-9117	No. 1に「逢谷内」を加える。 R4. 8. 1より東区の指定 福祉避難所として協定 締結
No.	施設種別	施設名	所在地	TEL																																																																																											
1	特別養護老人ホーム	あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号	025-271-1016																																																																																											
2		大山台ホーム	大山2丁目13番1号	025-271-6700																																																																																											
3		河渡の郷	河渡2丁目4番65号	025-270-1414																																																																																											
4		桃山園	桃山町1丁目114番地7	025-279-4151																																																																																											
5		山王苑にいがた	海老ヶ瀬643番地	025-278-9055																																																																																											
6		新潟東愛宕の園	若葉町2丁目17番40号	025-257-6010																																																																																											
7		風の笛	下木戸2丁目28番13号	025-271-7700																																																																																											
8	障がい者福祉関連施設	福祉事業所ハーモニー	東中島2丁目18番6号	025-277-6477																																																																																											
9		新潟市立東特別支援学校	海老ヶ瀬31番地	025-271-9117																																																																																											
No.	施設種別	施設名	所在地	電話番号																																																																																											
<u>1</u>	特別養護老人ホーム	逢谷内	東区新松崎1丁目1番12号	025-288-5959																																																																																											
<u>2</u>		あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号	025-271-1016																																																																																											
<u>3</u>		大山台ホーム	大山2丁目13番1号	025-271-6700																																																																																											
<u>4</u>		河渡の郷	河渡2丁目4番65号	025-270-1414																																																																																											
<u>5</u>		桃山園	桃山町1丁目114番地7	025-279-4151																																																																																											
<u>6</u>		山王苑にいがた	海老ヶ瀬643番地	025-278-9055																																																																																											
<u>7</u>		新潟東愛宕の園	若葉町2丁目17番40号	025-257-6010																																																																																											
<u>8</u>		風の笛	下木戸2丁目28番13号	025-271-7700																																																																																											
<u>9</u>		障がい者福祉関連施設	福祉事業所ハーモニー	東中島2丁目18番6号	025-277-6477																																																																																										
<u>10</u>			新潟市立東特別支援学校	海老ヶ瀬31番地	025-271-9117																																																																																										
49	表2-1-17-3	235	おもと園 所在地 中央区鳥屋野4丁目17番5号	中央区女池西2丁目6番25号	時点修正（移転による）																																																																																										

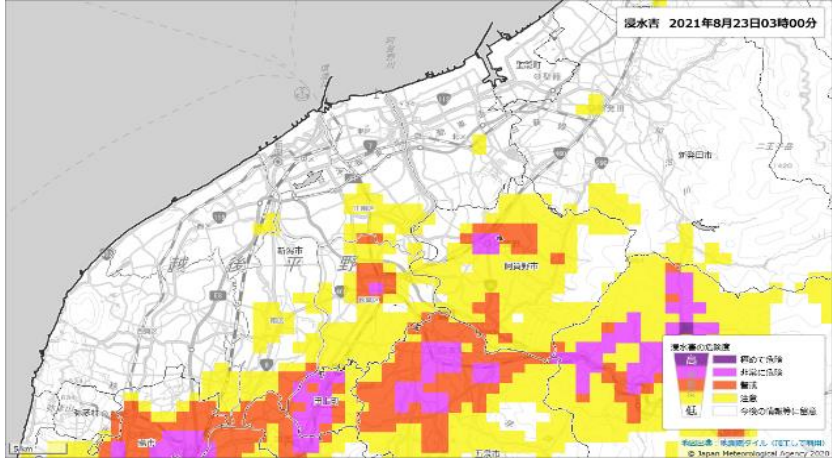
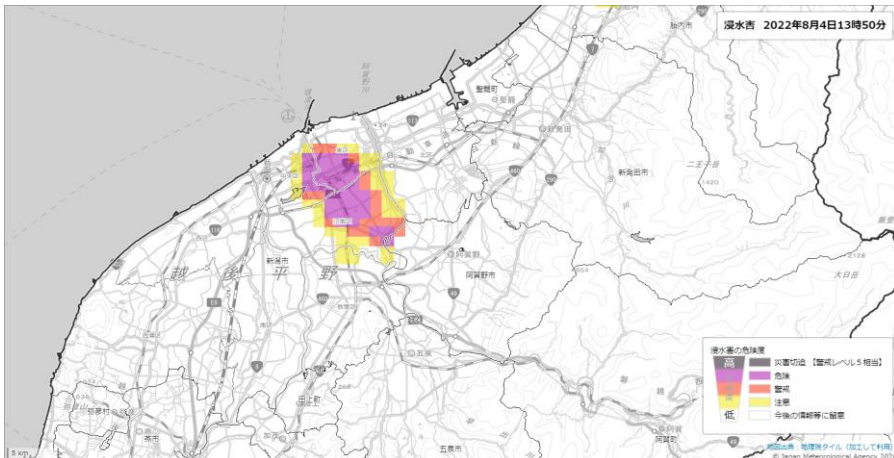
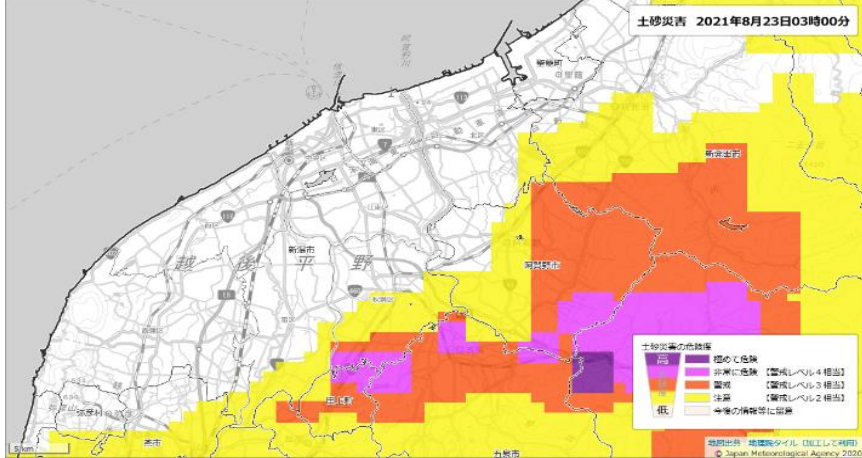
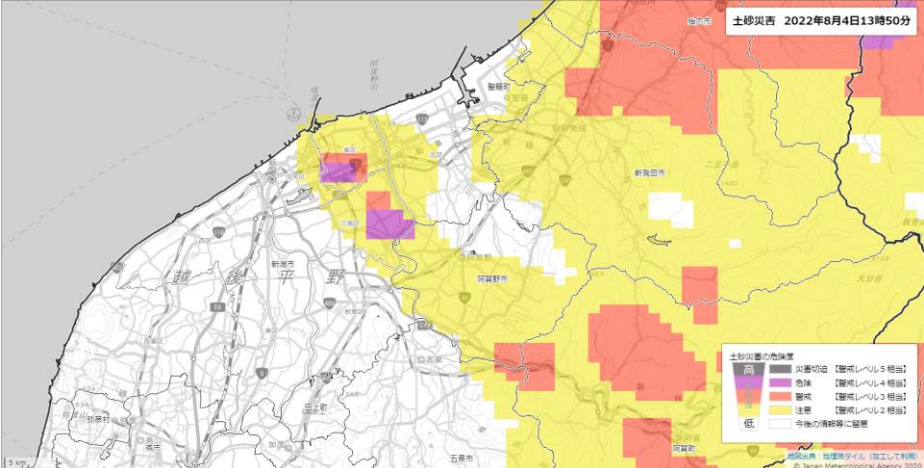
No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由					
50	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-4-1 法指定された土砂災害警戒区域等	243	所在地（字単位） 秋葉区 田家  （19行目）	所在地（字単位） 秋葉区 田家 <u>1丁目、3丁目</u>  （19行目）	字句修正					
51	図2-3-2-1	251	ため池地図	<u>削除</u>	R3年修正時の漏れ					
52	表2-4-1-1	260	おもと園 所在地 中央区 <u>鳥屋野4丁目17番5号</u> 避難場所等 <u>建物3階（ホール、廊下）</u> 受け入れ可能人数 <u>174</u>	中央区 <u>女池西2丁目6番25号</u> <u>建物5階（多目的室）</u> <u>145人</u>	時点修正（移転による）					
53	表2-4-1-1	261		<u>追加</u> <table border="1" data-bbox="1537 1423 2567 1528"> <tr> <td><u>85</u></td> <td><u>アパホテル&amp;リゾート 新潟駅前大通</u></td> <td><u>万代5丁目1番1号</u></td> <td><u>建物2階廊下</u></td> <td><u>260</u></td> </tr> </table>	<u>85</u>	<u>アパホテル&amp;リゾート 新潟駅前大通</u>	<u>万代5丁目1番1号</u>	<u>建物2階廊下</u>	<u>260</u>	新規指定
<u>85</u>	<u>アパホテル&amp;リゾート 新潟駅前大通</u>	<u>万代5丁目1番1号</u>	<u>建物2階廊下</u>	<u>260</u>						

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
54	表3-1-2-1	271	大雨（土砂災害）土壌雨量指数基準 119 大雨 土壌雨量指数基準 89	大雨（土砂災害）土壌雨量指数基準 <u>103</u> 大雨 土壌雨量指数基準 <u>74</u>	R4. 11. 24新潟県土砂災害警戒情報基準変更に伴い、連動して大雨警報等の土壌雨量指数基準値を見直しました。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/niiigata/kijun_1510000.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/niiigata/kijun_1510000.pdf</a>
55	表3-1-2-1	273	6 早期注意情報（警報級の可能性） ・・・。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	6 早期注意情報（警報級の可能性） ・・・。大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	気象庁では、令和4年9月8日から、5日先までの警報級の高潮となる可能性を、早期注意情報（警報級の可能性）として毎日発表するようにしたため。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/23a/takashiosouki_20220823.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/23a/takashiosouki_20220823.html</a>
56	表3-1-2-1	274	9 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。	9 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、観測所名又は地域名（新潟市の場合は区ごと）を示して、気象庁から発表される。	気象庁では、令和3年6月3日から、記録的短時間大雨情報の発表基準にキキクルを付加したことなどによる。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2105/24a/20210524_tsutaekatakaizen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2105/24a/20210524_tsutaekatakaizen.html</a>
57	表3-1-2-1	274	11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 の表中、氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。	11 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 の表中、氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。	気象庁と国土交通省では、令和4年6月13日より、指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表するようにしたため。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a>



No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
58	表3-1-2-1	275-278	<p>12 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等  (1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値【表面雨量指数】の表  .....  カ 土壌雨量指数、流域雨量指数、表面雨量指数を利用した気象警報、注意報基準について  は、随時災害事例等のデータを取り込んで見直しを行っています。最新の基準値は下記の気象庁ホームページで確認ください。  気象庁HP：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/niigata.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/niigata.html</a></p>	削除	気象庁ホームページでは、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布の基準値は、参考情報扱いとし、1km四方のCSVファイルとして公表することになったため。
59	表3-1-2-1	278	(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要	(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要	(1), (2) を削除したことに伴う項番号の変更
60	表3-1-2-1	278	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u></li> <li>・「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設したため。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a>

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
61	表3-1-2-1	278	<p data-bbox="468 283 715 315">イ 情報の例 の図</p>  <p data-bbox="1092 405 1299 426">洪水害 2021年8月23日03時00分</p> <p data-bbox="1047 552 1314 846"> <b>洪水害の危険度</b>            短時間強雨による浸水害発生危険度の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。         </p>	 <p data-bbox="2234 405 2412 426">洪水害 2022年8月4日13時50分</p> <p data-bbox="2190 552 2412 846"> <b>洪水害の危険度</b>            短時間強雨による浸水害発生危険度の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。         </p>	<p data-bbox="2588 489 2884 772">           気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設し、凡例が変更となったため。  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a> </p>
62	表3-1-2-1	279	<p data-bbox="468 1087 1507 1245"> <b>■ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</b>            短時間強雨による浸水害発生危険度の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。         </p>	<p data-bbox="1528 1071 2567 1255"> <b>■ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</b>            短時間強雨による浸水害発生危険度の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<b>「災害切迫」（黒）は、命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</b> </p>	<p data-bbox="2588 1035 2884 1287">           気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設したため。  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a> </p>

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
63	表3-1-2-1	279	<p>イ 情報の例 の図</p> 		<p>気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設し、凡例が変更となったため。  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a></p>
64	表3-1-2-1	280	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。」</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設したため。  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a></p>
65	表3-1-2-1	280	<p>イ 情報の例 の図</p> 		<p>気象庁では、令和4年6月30日よりキキクルの「紫」と「黒」を変更・新設し、凡例が変更となったため。  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/20220518_jyouhoukai zen.html</a></p>

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
66	表3-1-2-4	283	東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター 総務課 025-222-0653	東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター 総務課 <a href="tel:050-7787-1615">050-7787-1615</a>	旧電話番号解約のため
67	表3-1-2-4	283	日本赤十字社新潟県支部 電話番号（平日夜間・休日） 025-231-3121	日本赤十字社新潟県支部 電話番号（平日夜間・休日） <a href="tel:080-1343-3219">080-1343-3219</a>	守衛体制撤廃のため
68	表3-1-2-4 表3-1-9-1	283 308	表3-1-2-4 関係機関の連絡先 表3-1-9-1 放送機関の連絡先	表3-1-2-4 関係機関の連絡先 <a href="#">(被害情報等の伝達)</a> 表3-1-9-1 放送機関の連絡先 <a href="#">(災害時の広報)</a>	283ページ「関係機関の連絡先」の放送機関の連絡先と、308ページ「放送機関の連絡先」の連絡先が異なるが、使い分けるのならば、どういう事象の時にどちらに連絡すればいいのか、明記してはどうか。
69	表3-1-4-3 表3-1-5-6	291	表3-1-4-3 ヘリポート適地一覧 表3-1-5-6 ヘリポート適地一覧	別紙のとおり (別添7)	時点修正
70	表3-1-5-2	296 ～ 299	表3-1-5-2 緊急消防援助隊応援要請時の主な連絡先	別紙のとおり (別添8)	時点修正 (第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊の変更)

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由													
71	表3-1-5-3	300	表3-1-5-3 緊急消防援助隊無線運用体制及び無線運用系統	別紙のとおり (別添9)	時点修正及び表追加 (被災地複数市町村における系統図の追加)													
72	図3-1-17-1	313	図3-1-17-1 指定緊急輸送道路の路線図	別紙のとおり (別添10)	・計画区間の供用に伴うネットワーク図の時点修正 ・全体的に図面の解像度が低いため(ホームページ掲載版)													
73	表3-1-18-1 表3-1-24-1	315 327	表3-1-18-1 集積・配送拠点 表3-1-24-1 検視・遺体安置所候補施設	別紙のとおり (別添11)	誤った判断をしないように するため、洪水時の使用可否についても記載する。													
74	表3-1-18-1	315	集積・配送拠点 <table border="1" data-bbox="477 1339 1501 1461"> <tr> <td>新潟コンベンションセンター</td> <td>展示ホール</td> <td>中央区万代島6番1号</td> <td>995</td> <td>025-246-8400</td> <td>水上輸送</td> </tr> </table>	新潟コンベンションセンター	展示ホール	中央区万代島6番1号	995	025-246-8400	水上輸送	別紙のとおり (別添11) <table border="1" data-bbox="1546 1339 2570 1461"> <tr> <td>新潟コンベンションセンター</td> <td>展示ホール</td> <td>中央区万代島6番1号</td> <td>995</td> <td>025-246-8400</td> <td>○</td> <td>陸上輸送 水上輸送</td> </tr> </table>	新潟コンベンションセンター	展示ホール	中央区万代島6番1号	995	025-246-8400	○	陸上輸送 水上輸送	陸上輸送も可能なため
新潟コンベンションセンター	展示ホール	中央区万代島6番1号	995	025-246-8400	水上輸送													
新潟コンベンションセンター	展示ホール	中央区万代島6番1号	995	025-246-8400	○	陸上輸送 水上輸送												
75	表3-1-18-1	315	表3-1-18-1 集積・配送拠点	表3-1-18-1 集積・配送拠点 <b>候補施設</b>	民間施設の追加に伴い、候補施設であることを明示するため													

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																								
76	表3-1-18-1	315		追加 <table border="1"> <tr> <td><u>白根農業倉庫他</u></td> <td><u>倉庫他</u></td> <td><u>南区七軒字前</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>0256-77-8862</u></td> <td><u>×</u></td> <td><u>陸上輸送</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>208番地1</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<u>白根農業倉庫他</u>	<u>倉庫他</u>	<u>南区七軒字前</u>	<u>—</u>	<u>0256-77-8862</u>	<u>×</u>	<u>陸上輸送</u>			<u>208番地1</u>					施設追加のため										
<u>白根農業倉庫他</u>	<u>倉庫他</u>	<u>南区七軒字前</u>	<u>—</u>	<u>0256-77-8862</u>	<u>×</u>	<u>陸上輸送</u>																							
		<u>208番地1</u>																											
77	表3-1-19-1	321	信濃川浄水場の所在地 「江南区祖父興野字上中道外160-1」 稲島配水場の所在地 「新潟市西蒲区稲島2730外24筆」	信濃川浄水場の所在地 <u>「江南区祖父興野160-1」</u> 稲島配水場の所在地 <u>「新潟市西蒲区稲島2716番地」</u>	住居表示に修正																								
78	表3-1-19-2	322	表3-1-19-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>容量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北区役所北出張所</td> <td>北区 松浜1丁目7番地9</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大山台ホーム駐車場</td> <td>東区 大山2丁目13番1号</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	容量 (m³)	1	北区役所北出張所	北区 松浜1丁目7番地9	100	2	大山台ホーム駐車場	東区 大山2丁目13番1号	100	表3-1-19-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th><u>所在地</u></th> <th>容量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北区役所北出張所</td> <td>北区 松浜1丁目7番地9</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大山台ホーム駐車場</td> <td>東区 大山2丁目13番1号</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	<u>所在地</u>	容量 (m³)	1	北区役所北出張所	北区 松浜1丁目7番地9	100	2	大山台ホーム駐車場	東区 大山2丁目13番1号	100	「所在地」をセンタリングに位置修正
	施設名	所在地	容量 (m³)																										
1	北区役所北出張所	北区 松浜1丁目7番地9	100																										
2	大山台ホーム駐車場	東区 大山2丁目13番1号	100																										
	施設名	<u>所在地</u>	容量 (m³)																										
1	北区役所北出張所	北区 松浜1丁目7番地9	100																										
2	大山台ホーム駐車場	東区 大山2丁目13番1号	100																										
79	表3-1-19-2	322	拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽）	<u>拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）</u>	字句修正																								

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																			
80	表3-1-19-2	322	5 旧湊小学校グラウンド <u>古町通13番町2900番地</u>	5 旧湊小学校グラウンド <u>古町通13番町5149番地</u>	字句修正																																																																			
81	表3-1-21-1	323	<p>表3-1-21-1 ごみ処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊栄環境センター</td> <td>北区浦ノ入418番地</td> <td>025-386-0909</td> <td>焼却130t/16h</td> </tr> <tr> <td>太夫浜埋立処分地(第3期)</td> <td>北区島見町4592番地14</td> <td>025-258-3533</td> <td>27,799m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>亀田清掃センター</td> <td>江南区亀田1835番地1</td> <td>025-382-4371</td> <td>焼却390t/日 破砕50t/5h</td> </tr> <tr> <td>新田清掃センター</td> <td>西区笠木3644番地1</td> <td>025-263-1416</td> <td>焼却330t/日 破砕170t/5h</td> </tr> <tr> <td>鑑潟クリーンセンター</td> <td>西蒲区鑑潟12618番地</td> <td>0256-76-2831</td> <td>焼却120t/日</td> </tr> <tr> <td>福井埋立処分地</td> <td>西蒲区福井2653番地</td> <td>0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)</td> <td>29,463m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>第4赤塚埋立処分地</td> <td>西区東山123番地1</td> <td>025-239-2777</td> <td>415,540m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」R3.3末</p>	施設名	所在地	電話	処理能力	豊栄環境センター	北区浦ノ入418番地	025-386-0909	焼却130t/16h	太夫浜埋立処分地(第3期)	北区島見町4592番地14	025-258-3533	27,799m <sup>3</sup>	亀田清掃センター	江南区亀田1835番地1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h	新田清掃センター	西区笠木3644番地1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h	鑑潟クリーンセンター	西蒲区鑑潟12618番地	0256-76-2831	焼却120t/日	福井埋立処分地	西蒲区福井2653番地	0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)	29,463m <sup>3</sup>	第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	415,540m <sup>3</sup>	<p>表3-1-21-1 ごみ処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">焼却施設</td> <td>豊栄環境センター</td> <td>北区浦ノ入418番地</td> <td>025-386-0909</td> <td>焼却130t/16h</td> </tr> <tr> <td><del>太夫浜埋立処分地(第3期)</del></td> <td><del>北区島見町4592番地14</del></td> <td><del>025-258-3533</del></td> <td><del>27,799m<sup>3</sup></del></td> </tr> <tr> <td>亀田清掃センター</td> <td>江南区亀田1835番地1</td> <td>025-382-4371</td> <td>焼却390t/日 破砕50t/5h</td> </tr> <tr> <td>新田清掃センター</td> <td>西区笠木3644番地1</td> <td>025-263-1416</td> <td>焼却330t/日 破砕170t/5h</td> </tr> <tr> <td>鑑潟クリーンセンター</td> <td>西蒲区鑑潟12618番地</td> <td>0256-76-2831</td> <td>焼却120t/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立処分地</td> <td>福井埋立処分地</td> <td>西蒲区福井2653番地</td> <td>0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)</td> <td><u>28,746m<sup>3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>第4赤塚埋立処分地</td> <td>西区東山123番地1</td> <td>025-239-2777</td> <td><u>406,761m<sup>3</sup></u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」R4.3末</p>		施設名	所在地	電話番号	処理能力	焼却施設	豊栄環境センター	北区浦ノ入418番地	025-386-0909	焼却130t/16h	<del>太夫浜埋立処分地(第3期)</del>	<del>北区島見町4592番地14</del>	<del>025-258-3533</del>	<del>27,799m<sup>3</sup></del>	亀田清掃センター	江南区亀田1835番地1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h	新田清掃センター	西区笠木3644番地1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h	鑑潟クリーンセンター	西蒲区鑑潟12618番地	0256-76-2831	焼却120t/日	埋立処分地	福井埋立処分地	西蒲区福井2653番地	0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)	<u>28,746m<sup>3</sup></u>	第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	<u>406,761m<sup>3</sup></u>	時点修正
施設名	所在地	電話	処理能力																																																																					
豊栄環境センター	北区浦ノ入418番地	025-386-0909	焼却130t/16h																																																																					
太夫浜埋立処分地(第3期)	北区島見町4592番地14	025-258-3533	27,799m <sup>3</sup>																																																																					
亀田清掃センター	江南区亀田1835番地1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h																																																																					
新田清掃センター	西区笠木3644番地1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h																																																																					
鑑潟クリーンセンター	西蒲区鑑潟12618番地	0256-76-2831	焼却120t/日																																																																					
福井埋立処分地	西蒲区福井2653番地	0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)	29,463m <sup>3</sup>																																																																					
第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	415,540m <sup>3</sup>																																																																					
	施設名	所在地	電話番号	処理能力																																																																				
焼却施設	豊栄環境センター	北区浦ノ入418番地	025-386-0909	焼却130t/16h																																																																				
	<del>太夫浜埋立処分地(第3期)</del>	<del>北区島見町4592番地14</del>	<del>025-258-3533</del>	<del>27,799m<sup>3</sup></del>																																																																				
	亀田清掃センター	江南区亀田1835番地1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h																																																																				
	新田清掃センター	西区笠木3644番地1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h																																																																				
	鑑潟クリーンセンター	西蒲区鑑潟12618番地	0256-76-2831	焼却120t/日																																																																				
埋立処分地	福井埋立処分地	西蒲区福井2653番地	0256-76-2831 (鑑潟クリーンセンター)	<u>28,746m<sup>3</sup></u>																																																																				
	第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	<u>406,761m<sup>3</sup></u>																																																																				
82	表3-1-21-1	323	表3-1-21-1 ごみ処理施設	上記の通り	焼却施設と埋立施設を分けて記載																																																																			

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
83	表3-1-21-3 表3-1-21-4	325 326	「k1」	「k0」	処理能力の単位が「キロいち」表記に見えるため、字句修正
84	表3-1-24-1	327	「住所」	「所在地」	行見出しの字句修正
85	表3-1-24-1	327	小須戸体育館の電話番号 「0250-38-2121(小須戸体育館)」	小須戸体育館の電話番号 「0250-38-2121(小須戸武道館)」	字句修正
86	図3-1-29-1	329	排水機場位置図	<del>削除</del>	R3年修正時の漏れ



No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																						
87	表3-1-30-1	335	<p>農業用施設一覧表 基幹農道</p> <p><b>基幹農道</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>種別</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>延長(m)</th> <th>幅員(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">新潟市</td> <td>広域農道</td> <td>北蒲原東部線</td> <td>新潟市北区</td> <td>939</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道</td> <td>豊栄線</td> <td>新潟市北区</td> <td>7,429</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>上土地亀農道</td> <td>新潟市北区</td> <td>2,221</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>月潟 農道26号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>652</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>月潟 農道13号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>1,348</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 漆山北線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>870</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 河井・栄町線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,439</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 河井・栄町2期線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,233</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 並岡・漆山線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,035</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道</td> <td>岩室 第11-2号道路</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>178</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理者	種別	施設名	所在地	延長(m)	幅員(m)	備考	新潟市	広域農道	北蒲原東部線	新潟市北区	939	7.0		広域農道	豊栄線	新潟市北区	7,429	9.0		一般農道	上土地亀農道	新潟市北区	2,221	7.0		一般農道	月潟 農道26号線	新潟市南区	652	5.0		一般農道	月潟 農道13号線	新潟市南区	1,348	7.0		農免農道	巻 漆山北線	新潟市西蒲区	870	7.0		農免農道	巻 河井・栄町線	新潟市西蒲区	1,439	7.0		農免農道	巻 河井・栄町2期線	新潟市西蒲区	1,233	7.0		農免農道	巻 並岡・漆山線	新潟市西蒲区	1,035	7.0		広域農道	岩室 第11-2号道路	新潟市西蒲区	178	8.3		<p><b>基幹農道</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理者</th> <th>種別</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>延長(m)</th> <th>幅員(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">新潟市</td> <td>広域農道</td> <td>北蒲原東部線</td> <td>新潟市北区</td> <td>939</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道</td> <td>豊栄線</td> <td>新潟市北区</td> <td>7,429</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>上土地亀農道</td> <td>新潟市北区</td> <td>2,221</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>月潟 農道26号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>652</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>月潟 農道13号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>1,348</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 漆山北線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>870</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 河井・栄町線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,439</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 河井・栄町2期線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,233</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農免農道</td> <td>巻 並岡・漆山線</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>1,035</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道</td> <td>岩室 第11-2号道路</td> <td>新潟市西蒲区</td> <td>178</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>回方地区2号線</td> <td>新潟市北区</td> <td>2,610</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>回方地区1号線</td> <td>新潟市北区</td> <td>2,487</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>蟹巻農道1号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>2,091</td> <td>4.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>庄瀬農道1号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>2,244</td> <td>4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般農道</td> <td>月潟 農道108号線</td> <td>新潟市南区</td> <td>2,470</td> <td>4.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理者	種別	施設名	所在地	延長(m)	幅員(m)	備考	新潟市	広域農道	北蒲原東部線	新潟市北区	939	7.0		広域農道	豊栄線	新潟市北区	7,429	9.0		一般農道	上土地亀農道	新潟市北区	2,221	7.0		一般農道	月潟 農道26号線	新潟市南区	652	5.0		一般農道	月潟 農道13号線	新潟市南区	1,348	7.0		農免農道	巻 漆山北線	新潟市西蒲区	870	7.0		農免農道	巻 河井・栄町線	新潟市西蒲区	1,439	7.0		農免農道	巻 河井・栄町2期線	新潟市西蒲区	1,233	7.0		農免農道	巻 並岡・漆山線	新潟市西蒲区	1,035	7.0		広域農道	岩室 第11-2号道路	新潟市西蒲区	178	8.3		一般農道	回方地区2号線	新潟市北区	2,610	4.0		一般農道	回方地区1号線	新潟市北区	2,487	5.0		一般農道	蟹巻農道1号線	新潟市南区	2,091	4.5		一般農道	庄瀬農道1号線	新潟市南区	2,244	4.6		一般農道	月潟 農道108号線	新潟市南区	2,470	4.8		基幹農道に5路線追加
管理者	種別	施設名	所在地	延長(m)	幅員(m)	備考																																																																																																																																																																					
新潟市	広域農道	北蒲原東部線	新潟市北区	939	7.0																																																																																																																																																																						
	広域農道	豊栄線	新潟市北区	7,429	9.0																																																																																																																																																																						
	一般農道	上土地亀農道	新潟市北区	2,221	7.0																																																																																																																																																																						
	一般農道	月潟 農道26号線	新潟市南区	652	5.0																																																																																																																																																																						
	一般農道	月潟 農道13号線	新潟市南区	1,348	7.0																																																																																																																																																																						
	農免農道	巻 漆山北線	新潟市西蒲区	870	7.0																																																																																																																																																																						
	農免農道	巻 河井・栄町線	新潟市西蒲区	1,439	7.0																																																																																																																																																																						
	農免農道	巻 河井・栄町2期線	新潟市西蒲区	1,233	7.0																																																																																																																																																																						
	農免農道	巻 並岡・漆山線	新潟市西蒲区	1,035	7.0																																																																																																																																																																						
	広域農道	岩室 第11-2号道路	新潟市西蒲区	178	8.3																																																																																																																																																																						
	管理者	種別	施設名	所在地	延長(m)	幅員(m)	備考																																																																																																																																																																				
	新潟市	広域農道	北蒲原東部線	新潟市北区	939	7.0																																																																																																																																																																					
		広域農道	豊栄線	新潟市北区	7,429	9.0																																																																																																																																																																					
一般農道		上土地亀農道	新潟市北区	2,221	7.0																																																																																																																																																																						
一般農道		月潟 農道26号線	新潟市南区	652	5.0																																																																																																																																																																						
一般農道		月潟 農道13号線	新潟市南区	1,348	7.0																																																																																																																																																																						
農免農道		巻 漆山北線	新潟市西蒲区	870	7.0																																																																																																																																																																						
農免農道		巻 河井・栄町線	新潟市西蒲区	1,439	7.0																																																																																																																																																																						
農免農道		巻 河井・栄町2期線	新潟市西蒲区	1,233	7.0																																																																																																																																																																						
農免農道		巻 並岡・漆山線	新潟市西蒲区	1,035	7.0																																																																																																																																																																						
広域農道		岩室 第11-2号道路	新潟市西蒲区	178	8.3																																																																																																																																																																						
一般農道		回方地区2号線	新潟市北区	2,610	4.0																																																																																																																																																																						
一般農道		回方地区1号線	新潟市北区	2,487	5.0																																																																																																																																																																						
一般農道		蟹巻農道1号線	新潟市南区	2,091	4.5																																																																																																																																																																						
一般農道		庄瀬農道1号線	新潟市南区	2,244	4.6																																																																																																																																																																						
一般農道		月潟 農道108号線	新潟市南区	2,470	4.8																																																																																																																																																																						
88	表6-1-1-2	347	<p>(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、油ゲル化剤等 新潟市消防局油処理剤 <u>1,185L</u> 油吸着剤 <u>592kg</u></p>	<p>(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、油ゲル化剤等 新潟市消防局油処理剤 <u>1,465L</u> 油吸着剤 <u>472kg</u></p>	時点修正																																																																																																																																																																						
89	表6-1-1-2(5)	347	新潟海上保安部 オイルフェンス B 300 D 300	削除	経年劣化により、使用不可																																																																																																																																																																						
90	表6-1-2-1	354	電話番号（平日夜間・休日） <u>025-231-3121</u>	電話番号（平日夜間・休日） <u>080-1343-3219</u>	守衛体制撤廃のため																																																																																																																																																																						

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由
91	表6-1-3-1	355	電話番号（平日夜間・休日） <u>025-231-3121</u>	電話番号（平日夜間・休日） <u>080-1343-3219</u>	守衛体制撤廃のため
92	表6-1-4-1	356	北陸信越運輸局 総務部 <u>総務課</u>	北陸信越運輸局 総務部 <u>安全防災・危機管理課</u>	防災に関する専門の部署が令和3年に設置されたため
93	表6-1-4-1	357	電話番号（平日夜間・休日） <u>025-231-3121</u>	電話番号（平日夜間・休日） <u>080-1343-3219</u>	守衛体制撤廃のため
94	表6-1-5-1	358	電話番号（平日夜間・休日） <u>025-231-3121</u>	電話番号（平日夜間・休日） <u>080-1343-3219</u>	守衛体制撤廃のため
95	表6-1-7-1	360	東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター 総務課 <u>025-222-0653</u>	東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター 総務課 <u>050-7787-1615</u>	旧電話番号解約のため
96	表6-1-8-1	361	表6-1-8-1 市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	別紙のとおり (別添12)	時点修正

# 新潟市地域防災計画の修正について

令和5年2月24日付新防第803号の2にて防災会議委員の皆様から事前確認をいただきましたが、それ以降、変更・追加等を行った箇所を抜粋して以下に記載いたしますので、詳細資料1と併せてご確認をお願いいたします。

## 1. 本編修正箇所（抜粋）

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
62	3	1	18	175	下14	(1) 備蓄物資の配布 ア 避難者への配布 避難所担当職員は指定避難所…配布する。	(1) 備蓄物資の配布 ア 避難者への配布 避難所担当職員は <del>避難所の避難者、施設管理者と協力し、指定避難所の避難者及び避難所外避難者（以下、「避難者」という。）</del> に対して…配布する。	避難所運営体制の整備を進めているなかで、物資の配布も地域と協働が求められるなかで職員のみと連想させる文言を修正。 また、備蓄物資は避難所外避難者にも配布することから、配布対象の文言を修正。
66	3	1	21	183	24	(3) 損壊家屋等の解体 <del>ア 災害ごみの処理のうち</del> 損壊家屋等の解体・除去は～ <del>(ア)</del> 国による特別措置	(3) 損壊家屋等の解体・ <del>除去</del> 損壊家屋等の解体・除去は～ 国による特別措置	・次ページの(イ)を削除するため(ア)不要
67	3	1	21	184	8	<del>(イ) 適用がない場合 所有者が災害ごみを市の集積場等に～</del>	<del>削除</del>	国の特例適用がないのが通常であり、特例として国の特別措置があるので、適用がない場合は記載不要。  また、家屋等の解体・除去についての記載が前段と重複するため。

## 2. 資料編修正箇所（抜粋）

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由						
7	防災会議幹事	7	新潟市防災会議幹事 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:025-222-0653">025-222-0653</a>	新潟市防災会議幹事 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター <a href="tel:050-7787-1615">050-7787-1615</a>	旧電話番号解約のため						
15	17 災害時応援 協定一覧	124	区分：避難者等受け入れ	追加  <table border="1"> <tr> <td>避難者等の 受け入れ</td> <td>災害時における避難所としての施設等の使 用に関する協定書</td> <td>新潟市役所</td> <td>184.8.1</td> <td>避難者の受け入れ</td> <td>江南区本部事務 局</td> </tr> </table>	避難者等の 受け入れ	災害時における避難所としての施設等の使 用に関する協定書	新潟市役所	184.8.1	避難者の受け入れ	江南区本部事務 局	協定締結のため
避難者等の 受け入れ	災害時における避難所としての施設等の使 用に関する協定書	新潟市役所	184.8.1	避難者の受け入れ	江南区本部事務 局						
98	表6-1-8-1	361	表6-1-8-1 市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	別紙のとおり (別添12)	時点修正						